

静岡市アセットマネジメント  
【 公共建築物施設群別マネジメント方針 】  
本編

平成28年2月

## はじめに

公共施設の老朽化による大量更新時代の到来は、本市の財政状況を圧迫する要因のひとつとして挙げられます。しかし、現有する公共建築物の中には市民ニーズに合わなくなっていると考えられるものもあり、それらを整理統合することにより財政負担を軽くし、健全で持続可能な都市経営を実現することがアセットマネジメントの目的です。

本市では、平成26年4月に「静岡市アセットマネジメント基本方針」を策定し、本格的にアセットマネジメントに取り組んでおり、このたび、この基本方針を踏まえた「公共建築物施設群別マネジメント方針」を策定いたしました。

本方針を策定するにあたっては、本市行財政改革推進審議会において、公共建築物の利用用途ごとに審議し、それぞれについて「今後のマネジメントの方向性」を答申として示されたものを反映しました。また、行革審の審議を進める中では、基本的事項として以下の点でご意見をいただきました。

- ・人口減少や少子高齢化などの人口動態や市民ニーズを把握すること
- ・施設の保有状況や利用実態、今後の課題などを市民に周知徹底すること
- ・行政サービスの質を低下させないようにすること

今後、アセットマネジメントを推進するにあたっては、行革審からいただいた意見を十分に考慮する他、国が進める「まち・ひと・しごと創生基本方針」に掲げる「小さな拠点づくり」など、まちづくりの観点をも踏まえた上、「公共建築物施設群別マネジメント方針」を拠りどころとして、個別施設の評価及びそれに基づく計画書を作成し、計画的にかつ創意工夫のあるアセットマネジメントに取り組んでまいります。

# 目次

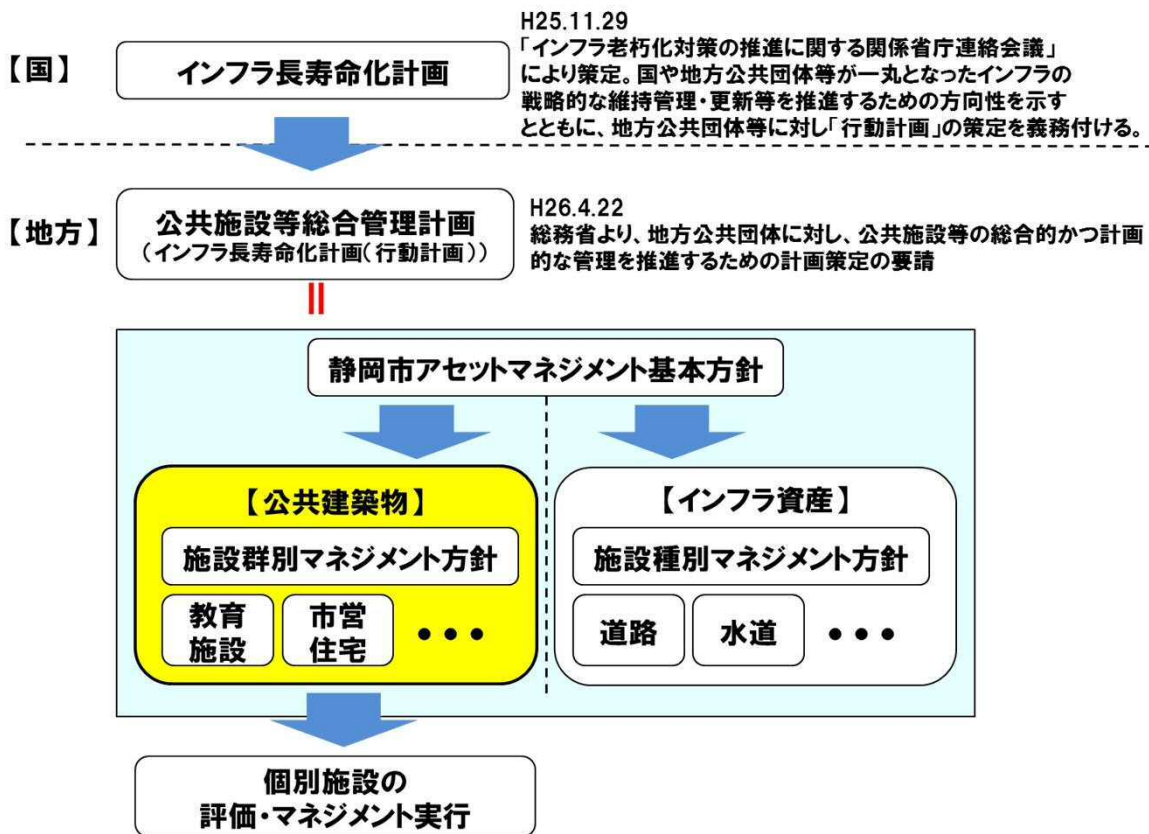
1	本書の位置付け	.....	P1
2	対象施設	.....	P1
3	分類の設定	.....	P2
4	本書の記載事項	.....	P2
5	施設群別マネジメント方針	.....	P5

## 1 本書の位置付け

「静岡市アセットマネジメント 公共建築物施設群別マネジメント方針」（以下「施設群別マネジメント方針」といいます。）は、本市が保有する公共建築物を、学校や市営住宅等といった提供するサービスごとに区分し、各々を施設群とした上で、その公共建築物の設置目的、施設配置及びマーケット状況等を示したものです。

今後は、施設群別マネジメント方針に基づき、「静岡市アセットマネジメント基本方針」に定めた、①総資産量の適正化、②長寿命化の推進、③民間活力の導入を実現するため、公共建築物の計画的なマネジメントに取り組んでいきます。

なお、本書は、保有する施設数に変化があった場合や、今後の国の動向や社会情勢の変化に応じて適宜見直していくものとします。



## 2 対象施設

基本方針に基づき、本市が保有する全ての公共建築物 **1,529施設**（平成23年度末）のうち、以下を除いた**783施設**を対象としています。

- ①概ね100㎡以下の小規模施設  
（消防分団、防災倉庫、公園 トイレ、測定局、農業集落排水施設等）
- ②普通財産  
（用途廃止されている施設、貸付けを行っている施設等）

### 3 分類の設定

静岡市財産台帳の区分を基本として対象施設を「16の施設群」に分類し、さらにそれらを「52の利用用途別分類」に分類しました。

※「5 施設群別マネジメント方針 6ページ」参照

### 4 本書の記載事項

52の利用用途別分類ごとに以下の項目について記載をしています。

#### (1) 施設の設置目的及び根拠

施設の設置目的	設置条例等に定める施設の設置目的を記載
国の根拠法令	施設の設置根拠としている国の法令を記載
国の担当省庁	施設を所管する国の担当省庁を記載
市の設置条例	施設の設置根拠である市の設置条例を記載
市の施設担当課	施設を所管する市の担当課を記載
任意設置・必置の別	施設が国の法令等で設置を義務付けられている施設（必置施設）か、市の判断で設置している施設（任意設置施設）かを記載

#### (2) 建替時の条件等

国の政策の方向性	国レベルでの政策の方向性（施設民営化の推進など）を記載
建替に対する国等の補助制度	施設を建て替える際に活用が可能な国等の補助制度を記載

#### (3) 提供サービスの内容

施設のタイプ	利用者の入居がある施設（養護老人ホーム、市営住宅など）か、通所施設か等について記載
施設が提供するサービスの内容	施設を通じて提供している公共サービスの内容を記載

#### (4) 施設の配置状況・配置方針

施設配置関連計画	施設の配置に関する方針等を定めた市の計画を記載
施設配置の現状及び方針	現状の施設の配置状況（区ごとの施設数など）を記載 ※施設の位置情報は、「資料編」においてGIS（Geographic Information System）により地図上に整理しています。
施設の運営形態	施設の運営主体を記載
施設の設置形態	施設の設置方法について、他施設との複合による設置か、単独設置かを記載

(5) マーケットの状況

民間類似施設の状況	施設で提供しているサービス内容と類似したサービスを提供する民間事業所が存在するかについて記載
公共サービスの需要見込	将来人口推計や民間事業者の類似サービスの提供状況などを踏まえた、公共が提供するサービスとしての今後の需要見込を記載  ※資料編において、施設の利用状況（利用者数、稼働率など）を示すとともに、公共サービスの提供に必要なコストを人件費や減価償却相当額の試算結果を含めたフルコストで示しています。

(6) 今後のマネジメントの方向性

「静岡市アセットマネジメント基本方針」で示した公共建築物の保有量の適正化目標である「今後30年間で20%縮減」を達成するためのマネジメントの方向性を記載。  
表記は、今後行う個別施設の評価に合わせ、①継続、②複合化、③統廃合、④民営化の4区分としています。

区 分	考 え 方
継 続	社会的なセーフティネットなど公共の果たす役割りが今後も継続的にあり、民間が進出しにくい分野で、ハコモノを拠点に公共サービスを提供していくことが必要であると考えられる施設群を「継続」と表しています。 なお、継続するにあたっては、単純な施設の現状維持ではなく、施設の長寿命化、縮小、施設の有効活用による収益の増大や維持管理費の削減を前提とします。
複合化	市民ニーズとしての需要があり、今後も公共サービス提供の必要性が認められ、さらなる市民サービスの向上を目指すため、他の機能を持つ公共施設と併合し、複数の機能を持つハコモノとして整備することで、ひとつの施設を多機能化し、活用していく施設群を「複合化」と表しています。
統廃合	複合化と同様、公共サービス提供の必要性は認められるものの、施設の老朽化や経済性の観点から、同種・同種の施設と統合させ、ひとつの施設（ハコモノ）にまとめることにより、延べ床面積を縮減し、維持費の削減を図っていく施設群を「統廃合」と表しています。 また、市民ニーズの変化や民間企業等の進出により、公共サービス提供の観点から機能や役割を終えたと考えられる施設の廃止も含まれます。
民営化	民間事業者の参入が期待できる場合や、既に民間事業者が運営している状況があることなどを踏まえ、今後、民営化を進めるべき施設群について「民営化」と表しています。 なお、ここでは、度合いの異なる「民営化」を広く指しており、①施設運営の主要業務の民間委託化、②指定管理者制度の導入、③PPP/PFI（※1）手法等による施設の整備・運営、④施設設置・運営の民間移行（民設民営）を「民営化」としています。

※1 PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携)とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。PPPIには、PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共工事等の設計、建設、維持管理、運営などに、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスを効率的かつ効果的に提供すること。

## 5 施設群別マネジメント方針

# 公共建築物の施設群による分類

施設群	利用用途別分類	群評価における対象施設		掲載ページ
		施設数	面積 (㎡)	
1 高齢者福祉施設 (19施設)	① 高齢者生活福祉センター	3	2,594.36	6
	② 養護老人ホーム	2	8,518.11	7
	③ 老人福祉センター	8	11,152.20	8
	④ 世代間交流センター	3	2,569.18	9
	⑤ 老人憩の家	2	835.55	10
	⑥ その他高齢者福祉施設	1	1,052.00	11
2 障害者福祉施設 (15施設)	① 障害者自立支援・生活介護等施	11	11,581.51	12
	② 心身障害児支援施設	2	1,640.04	14
	③ 障害者相談・交流施設	1	1,317.38	15
	④ 障害者歯科保健施設	1	202.64	16
3 保健・医療施設 (18施設)	① 保健福祉センター	10	12,833.62	17
	② 急病センター	1	1,124.39	18
	③ 診療所	1	736.65	19
	④ その他保健・医療施設	6	15,265.22	20
4 学校教育施設 (153施設)	① 小学校	87	500,857.31	22
	② 中学校	43	330,332.34	23
	③ 高等学校	2	33,827.47	24
	④ 給食センター	10	23,031.16	25
	⑤ 青少年育成施設	6	9,663.31	26
	⑥ その他教育関連施設	5	5,627.04	27
5 コミュニティ・生涯学習施設 (42施設)	① 生涯学習施設	39	49,914.35	28
	② 市民活動・男女共同参画施設	3	5,814.16	29
6 産業振興施設 (15施設)	① 中小企業支援施設	3	9,479.41	30
	② 勤労者福祉センター	3	14,442.44	32
	③ 都市山村交流センター	2	1,851.50	33
	④ その他産業振興施設	7	10,919.43	34
7 市営住宅等 (201施設)	① 市営住宅等	191	455,863.73	36
	② 職員住宅	8	3,725.81	37
	③ 寄宿舍	2	1,521.99	38
8 児童施設 (107施設)	① こども園	63	50,996.18	39
	② 児童クラブ	30	3,664.59	40
	③ 子育て支援センター	3	866.18	41
	④ 児童館	11	4,698.79	42
9 スポーツ施設 (27施設)	① スポーツ施設	27	97,636.81	43
10 レクリエーション施設 (37施設)	① 観光施設	34	14,332.70	45
	② キャンプ場	3	2,247.00	46
11 文化等施設 (22施設)	① 劇場・ホール	3	51,425.17	47
	② 博物館・展示施設	13	18,621.01	48
	③ 文化財施設	5	1,533.01	50
	④ 動物園	1	11,218.08	51
12 図書館 (12施設)	① 図書館	12	25,590.71	52
13 駐車場・駐輪場 (22施設)	① 駐車場・駐輪場	22	40,489.68	53
14 防災・消防施設 (24施設)	① 防災・消防施設	24	21,615.48	54
15 庁舎等業務施設 (34施設)	① 本庁舎	3	85,773.93	55
	② 支所・出先事務所	17	12,601.01	56
	③ 書庫・倉庫	14	4,137.41	57
16 その他 (35施設)	① 清掃・処理施設	15	86,816.41	58
	② 斎場	4	6,061.23	59
	③ 霊園	5	633.78	60
	④ 看護専門学校	3	8,403.48	61
	⑤ 児童相談所	1	1,369.73	62
	⑥ その他	7	65,445.86	63
合計		783	2,144,472.53	



利用用途別分類	① 高齢者生活福祉センター	施設数	3施設	面積	2,594.36㎡
---------	---------------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	山村地域の高齢者に居宅サービス機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者の福祉の増進を図るため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市高齢者生活福祉センター条例	市の施設担当課	高齢者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保する。
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所・入所
施設が提供するサービスの内容	山間地域におけるデイサービス、短期入所生活介護サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護等事業</li> <li>・短期入所生活介護等事業</li> <li>・高齢者福祉に関する情報提供、指導</li> <li>・高齢者と地域住民の交流を図るための各種事業</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H27～29）
施設配置の現状及び方針	葵区 3施設(井川、大川、梅ヶ島)
施設の運営形態	指定管理 3
施設の設置形態	単独 1 複合 2

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし（山間地の参入は難しい）
公共サービスの需要見込	山間地域のため、引き続き公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・複合化</b> 民間事業者の参入が厳しい山間地域の需要を確保するために設置された施設。更新時期を捉えて、近接施設との複合化及び規模適正化により総量縮減を図る。	

利用用途別分類	② 養護老人ホーム	施設数	2施設	面積	8,518.11㎡
---------	-----------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	居宅において養護が困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うため。				
国の根拠法令	老人福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市養護老人ホーム条例	市の施設担当課	高齢者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保する。
建替に対する国等の補助制度	【無】 ただし、小規模養護老人ホームあり

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	入所
施設が提供するサービスの内容	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対する養護老人ホームの提供 ・入所者を、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H27～29）
施設配置の現状及び方針	葵区 1 施設（静岡老人ホーム） 清水区 1 施設（清水松風荘）
施設の運営形態	指定管理 2
施設の設置形態	単独 1 複合 1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	高齢者福祉のセーフティネットとして設置されているため、公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続</b> 施設の設置目的により、計画的な保全を実施する。ただし、指定管理更新時等を捉えて民営化の可能性を検討する。	

利用用途別分類	③ 老人福祉センター	施設数	8施設	面積	11,152.20m <sup>2</sup>
---------	------------	-----	-----	----	-------------------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。				
国の根拠法令	老人福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市老人福祉センター条例	市の施設担当課	高齢者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保する。
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所
施設が提供するサービスの内容	<p>高齢者の交流の場の提供 各種相談、講座等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人の生活及び身上等に関する相談に関すること。</li> <li>・老人の教養向上のための講演会、講習会の開催に関すること。</li> <li>・老人の健康相談に関すること。</li> <li>・老人のレクリエーションのための便宜の供与、老人活動の指導及び推進</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H27～29）
施設配置の現状及び方針	<p>葵区 2施設（鯨ヶ池、長尾川） 駿河区 2施設（用宗、小鹿「来てこ」） 清水区 4施設（清水中央「はーとびあ清水」、清水船越、清水折戸、蒲原） ※「はーとびあ清水」内に、清水社会福祉会館老人デイサービスセンター有</p>
施設の運営形態	指定管理8
施設の設置形態	単独6 複合2

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	超高齢化社会が進むことから、利用対象者の増加が予想されるため、公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>複合化・統廃合</b> 老人福祉センター、世代間交流センター及び老人憩いの家の13施設は同様の機能を有しているため、これらを一つの施設群と捉え、配置状況や利用実態を踏まえた上、統廃合、複合化を図る。 デイサービス機能については、その他高齢者福祉施設（1-⑥）の「マネジメントの方向性」による。</p>	

利用用途別分類	④ 世代間交流センター	施設数	3施設	面積	2,569.18㎡
---------	-------------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	世代間の交流活動を通じて、豊かな地域社会の形成に資するため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市世代間交流センター条例	市の施設担当課	高齢者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保する。
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所
施設が提供するサービスの内容	<p>高齢者と地域住民との交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者と地域住民等が相互に交流することを促進するための事業</li> <li>・地域の伝統及び文化を継承するための事業</li> <li>・世代間の交流に係る教養の向上、レクリエーション等の場の提供</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H27～29）
施設配置の現状及び方針	清水区 3施設（清水北部、清水南部「浜路の郷」、由比）
施設の運営形態	指定管理 3
施設の設置形態	単独 2 複合 1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	超高齢化社会が進むことから、利用対象者の増加が予想されるため、公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>複合化・統廃合</b>          老人福祉センター、世代間交流センター及び老人憩いの家の13施設は同様の機能を有しているため、これらを一つの施設群と捉え、配置状況や利用実態を踏まえた上、統廃合、複合化を図る。</p>	

利用用途別分類	⑤ 老人憩の家	施設数	2施設	面積	835.55㎡
---------	---------	-----	-----	----	---------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図るため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市老人憩の家条例	市の施設担当課	高齢者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保する。
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所
施設が提供するサービスの内容	高齢者の交流の場の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H27～29）
施設配置の現状及び方針	清水区 2施設（東部老人憩の家、清開きらく荘）
施設の運営形態	指定管理2
施設の設置形態	単独2

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	超高齢化社会が進むことから、利用対象者の増加が予想されるため、公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>複合化・統廃合</b> 老人福祉センター、世代間交流センター及び老人憩の家の13施設は同様の機能を有しているため、これらを一つの施設群と捉え、配置状況や利用実態を踏まえた上、統廃合、複合化を図る。	

利用用途別分類	⑥	その他高齢者福祉施設	施設数	1施設	面積	1,052.00㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠						
施設の設置目的	身体上又は精神上の障害があるために在宅での介護を必要とする高齢者等を通所させ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与するため。					
国の根拠法令	老人福祉法	国の担当省庁	厚生労働省			
市の設置条例	静岡市老人デイサービスセンター条例	市の施設担当課	高齢者福祉課			
任意設置・必置の別	任意設置					
(2) 建替時の条件等						
国の政策の方向性	高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、質の高い保健医療・福祉サービスを確保する。					
建替に対する国等の補助制度	【無】					
(3) 提供サービスの内容						
施設のタイプ	通所					
施設が提供するサービスの内容	デイサービスの提供 ・身体上、精神上の障害があるために在宅介護の高齢者等を通所させ、入浴、食事、機能訓練、介護方法指導その他の便宜を供与する。					
(4) 施設の配置状況・配置方針						
施設配置関連計画	静岡市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画（H27～29）					
施設配置の現状及び方針	清水区 1施設（蒲原老人デイサービス） ※他に「はーとびあ清水」に清水社会福祉会館老人ディサービスセンター1施設 有					
施設の運営形態	直営1（指定管理1）					
施設の設置形態	複合1					
(5) マーケットの状況						
民間類似施設の状況	民間事業所あり					
公共サービスの需要見込	超高齢化社会が進むことから、利用対象者の増加が見込まれている施設ではあるが、民間マーケットが確立されている。					
(6) 今後のマネジメントの方向性						
<b>民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえた上、指定管理更新時等を捉えて民営化への移行を図る。						

利用用途別分類	① 障害者自立支援・生活介護等施設	施設数	11施設	面積	11,581.51㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	(a) 身体障害者に対する事業障害福祉サービス事業を行うため。 (b) 重度の障害を有する身体障害者及び知的障害者の在宅における身辺自立の促進及び家庭介護の軽減を図るため。 (c) 知的障害者に対する事業を行うため。 (d) 精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって精神障害者の福祉の増進を図るため。 (e) 心身障害者(身体障害者及び知的障害者)の自立及び社会参加の促進並びに健康の増進を図るため。				
国の根拠法令	障害者総合支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	(a) 静岡市身体障害者福祉施設条例 (b) 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例 (c) 静岡市知的障害者福祉施設条例 (d) 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例 (e) 静岡市中心身障害者ケアセンター条例	市の施設担当課	障害者福祉課 精神保健福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	施設入所・入院から地域生活への移行を促進するため、障害のある人が身近な地域で生活するために必要なグループホーム等の住まいの場や、日中活動の場の充実を図る。				
建替に対する国等の補助制度	【有】社会福祉施設等施設整備費補助金(厚生労働省)補助率 1/2 ただし、民設民営に限る。(※地域活動支援センターは補助対象外)				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所・入所				
施設が提供するサービスの内容	<p>身体障害者に対する支援サービスの提供(桜の園、清水ひびきワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> <li>障害者支援施設</li> <li>短期入所</li> <li>自立訓練</li> <li>地域生活支援(日中一時)</li> </ul> <p>重度障害者に対する支援サービスの提供 (桜の園、桜の園城北館、わらしなロッジ、清水なぎさホーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> </ul> <p>知的障害者に対する支援サービスの提供 (わらしな学園、わらしなホーム、清水うなばら学園、清水うしおワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護</li> <li>短期入所</li> <li>障害者支援施設</li> <li>日中一時支援</li> <li>就労継続支援</li> </ul> <p>精神障害者に対する支援サービスの提供(支援センターなごやか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業</li> <li>地域活動支援センター事業</li> </ul> <p>心身障害者に対する支援サービスの提供(心身障害者ケアセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自立訓練</li> <li>日中一時支援</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市障がい福祉計画(H27~29)				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>葵区 7施設 (桜の園、桜の園城北館、わらしな学園、わらしなホーム、わらしなロッジ、支援センターなごやか、心身障害者ケアセンター)</li> <li>清水区 4施設 (清水ひびきワーク、清水なぎさホーム、清水うなばら学園、清水うしおワーク)</li> </ul>				
施設の運営形態	指定管理 1 1				
施設の設置形態	単独 8 複合 3				

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	(支援センターなごやか) 民間事業所なし (その他) 民間事業者あり
公共サービスの需要見込	現状でもすべての施設で指定管理者による運営がされており、国及び市の障害者政策も、障害者が居住する地域とともに支えあつ仕組みづくりの構築が進められている。 民間マーケットが確立されており、公共サービスで提供する必要性は薄くなっている。しかし、収益性のない事業については、公共サービスの需要が見込まれる。
(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえた上、原則民営化への移行等を図る。 ただし、収益性がなく民間参入の可能性が低い施設については公共によるサービス継続を検討する。	



利用用途別分類	②	心身障害児支援施設	施設数	2施設	面積	1,640.04㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠						
施設の設置目的	(a) 障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うため。(心身障害児福祉センター「いこいの家」) (b) 心身障害児(身体に障害のある児童及び知的障害のある児童)の早期療育のため。(清水うみのこセンター)					
国の根拠法令	児童福祉法		国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	(a) 静岡市児童発達支援センター条例 (b) 静岡市母子療育訓練センター条例		市の施設担当課	障害者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置					
(2) 建替時の条件等						
国の政策の方向性	施設入所・入院から地域生活への移行を促進するため、障害のある人が身近な地域で生活するために必要なグループホーム等の住まいの場や、日中活動の場の充実を図る。					
建替に対する国等の補助制度	【有】社会福祉施設等施設整備費補助金(厚生労働省)補助率 1/2 ただし、民設民営に限る。					
(3) 提供サービスの内容						
施設のタイプ	通所					
施設が提供するサービスの内容	心身障害児に対する支援サービスの提供(心身障害児福祉センター「いこいの家」) ・児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 心身障害児に対する早期療育の支援サービスの提供(清水うみのこセンター) ・療育の相談及び指導 ・心身の機能回復訓練及び生活の自立訓練 ・保護者からの相談に対する助言 他					
(4) 施設の配置状況・配置方針						
施設配置関連計画	静岡市障がい福祉計画(H27~29)					
施設配置の現状及び方針	・葵区 1施設(心身障害児福祉センター「いこいの家」) ・清水区 1施設(清水うみのこセンター)					
施設の運営形態	指定管理2					
施設の設置形態	複合2					
(5) マーケットの状況						
民間類似施設の状況	民間事業所あり					
公共サービスの需要見込	現状でもすべての施設で指定管理者による運営がされており、国及び市の障害者政策も、障害者が居住する地域とともに支えあう仕組みづくりの構築が進められている。 民間マーケットが確立されており、公共サービスで提供する必要性は薄くなっている。しかし、収益性のない事業については、公共サービスの需要が見込まれる。					
(6) 今後のマネジメントの方向性						
<b>継続・民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえた上、原則民営化への移行等を図る。 ただし、収益性がなく民間参入の可能性が低い施設については公共によるサービス継続を検討する。						

利用用途別分類	③ 障害者相談・交流施設	施設数	1施設	面積	1,317.38㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	無料又は低額な料金を、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。				
国の根拠法令	身体障害者福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市身体障害者福祉センター条例	市の施設担当課	障害者福祉課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	施設入所・入院から地域生活への移行を促進するため、障害のある人が身近な地域で生活するために必要なグループホーム等の住まいの場や、日中活動の場の充実を図る。				
建替に対する国等の補助制度	【有】社会福祉施設等施設整備費補助金（厚生労働省）補助率 1/2 ただし、民設民営に限る。				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所				
施設が提供するサービスの内容	身体障害者に対する機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者に係る相談</li> <li>・機能訓練及び教養の向上に係る講座等の開催</li> <li>・身体障害者の交流の促進及びレクリエーションのための施設の提供</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市障がい福祉計画（H27～29）				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水区 1施設（清水みなとふれあいセンター）</li> </ul>				
施設の運営形態	直営1（指定管理1）				
施設の設置形態	複合1				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	現状、指定管理者による運営がされており、国及び市の障害者政策も、障害者が居住する地域とともに支えあう仕組みづくりの構築が進められている。 民間マーケットが確立されており、公共サービスで提供する必要性は薄くなっている。しかし、収益性のない事業については、公共サービスの需要が見込まれる。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえた上、原則民営化への移行等を図る。 ただし、収益性がなく民間参入の可能性が低い施設については公共によるサービス継続を検討する。					

利用用途別分類	④ 障害者歯科保健施設	施設数	1施設	面積	202.64㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	一般の診療所では治療困難な障がい者の診療機会の確保及び歯科保健の推進を図るため。				
国の根拠法令	健康増進法 障害者基本法 歯科口腔保健の推進に関する法律	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市障害者歯科保健センター条例	市の施設担当課	健康づくり推進課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	歯科口腔保健の推進に関する法律により障がい者、障がい児等定期的に歯科健診等を受けることが困難な者に対して歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持増進を図る。				
建替に対する国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所				
施設が提供するサービスの内容	障害者の歯科疾患に係る診療等、歯科診療技術の研修 他				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市健康爛漫計画（H25～34） 静岡市障がい者福祉計画（H27～29） 静岡市子ども・子育て支援プラン（H27～31）				
施設配置の現状及び方針	・ 葵区 1施設（障害者歯科保健センター）				
施設の運営形態	直営1				
施設の設置形態	複合1				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり 県立病院、県立こども病院あり				
公共サービスの需要見込	障害者の歯科保健施設のため、公共サービスの需要は見込まれる。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続</b> 計画的な保全を実施するとともに、施設の設置目的や利用実態を踏まえ、サービス継続の必要性を検証する。					

利用用途別分類	① 保健福祉センター	施設数	10施設	面積	12,833.62㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	保健と福祉の連携を図り、市民に身近な保健・福祉サービスを一元的に提供するため。				
国の根拠法令	地域保健法 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (厚生労働省)	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市保健福祉センター条例	市の施設担当課	葵健康支援課 駿河健康支援課 清水健康支援課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とし、都市の特性を活かしつつ、人口規模に応じて設置する。				
建替に対する国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所				
施設が提供するサービスの内容	保健及び福祉に係る各種相談・指導サービス等の提供 ・健康診査、健康相談、保健指導 ・歯科衛生、栄養相談 ・訪問保健指導 ・在宅療養者に対する機能訓練に関すること ・保健、福祉サービスに係る各種相談、保健福祉申請の取次ぎに関すること				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市健康爛漫計画 (H25～34) 静岡市食育推進計画 (H25～29)				
施設配置の現状及び方針	・葵区 4施設 (城東、東部、北部、藁科) ・駿河区 3施設 (南部、長田、大里) ・清水区 3施設 (清水、蒲原、由比分館)				
施設の運営形態	直営10				
施設の設置形態	単独2 複合8				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし				
公共サービスの需要見込	民間マーケットの需要が無い施設のため、公共サービスの需要は見込まれる。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化・統廃合</b> 施設の設置目的や配置状況、利用実態を踏まえた上、規模の見直し、統廃合・複合化を図る。					

利用用途別分類	② 急病センター	施設数	1施設	面積	1,124.39㎡
---------	----------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	救急の医療を必要とする者に対し、応急の医療を行うため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市急病センター条例	市の施設担当課	保健衛生総務課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	外来
施設が提供するサービスの内容	救急医療を必要とする者に対する応急医療サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科</li> <li>・小児科</li> <li>・外科</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市健康福祉基本計画（H22～31） 静岡市地域福祉基本計画（H27～34） 静岡県保健医療計画（H27～29）
施設配置の現状及び方針	・葵区 1施設（柚木） 準夜間帯（19時～22時） 平成25年4月より、清水地域の毎夜間における在宅当番医を廃止して初期救急医療体制を葵区、駿河区、清水区に拡大した。（ただし、由比、蒲原地区については当番医制度継続中。）
施設の運営形態	指定管理1
施設の設置形態	複合1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	（準夜間帯）民間事業所なし
公共サービスの需要見込	民間マーケットの需要が無い準夜間帯における救急患者に対する医療を確保するため、公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続</b> 施設の特異性を考慮し、計画的な保全を実施する。	

利用用途別分類	③ 診療所	施設数	1施設	面積	736.65㎡
---------	-------	-----	-----	----	---------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	保険給付及び健康保持増進のため。 (総施設数は6施設。そのうち、5施設は普通財産として民間医師に貸し付けている。)				
国の根拠法令	国民健康保険法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市国民健康保険診療所条例	市の施設担当課	保険年金管理課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)(厚生労働省) 補助率 原則1/3				

(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	外来・入院				
施設が提供するサービスの内容	山間地における医療サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談、健康診断</li> <li>・診察</li> <li>・処置、治療</li> <li>・入院</li> <li>・薬剤支給 等</li> </ul>				

(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市健康福祉基本計画(H22~31) 静岡市地域福祉基本計画(H27~34) 静岡県保健医療計画(H27~29)				
施設配置の現状及び方針	山間地の需要確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設(井川)</li> </ul> ※井川以外に5施設の診療所があり、民間医に無償貸与している。 (梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清水両河内 担当課:保健衛生総務課)				
施設の運営形態	直営1				
施設の設置形態	複合1				

(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし (山間地の参入は難しい)				
公共サービスの需要見込	山間地域のため、引き続き公共サービスの需要は見込まれる。				

(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化・民営化</b> 施設の地域性を考慮した上で、周辺施設との複合化、民営化への移行等を図る。また、民間貸付施設もアセットマネジメントの対象としていく。					

利用用途別分類	④ その他保健・医療施設	施設数	6施設	面積	15,265.22㎡
---------	--------------	-----	-----	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠			
施設の設置目的	(a)動物の適正な飼育についての市民の関心と理解を深め、動物愛護精神の普及及び向上を図るため。 (動物愛護館) (b)社会福祉団体等の育成を図るとともに、市民の福祉に対する理解を深め、もって福祉の発展に寄与するため。(中央福祉センター) (c)社会福祉の増進を図るため。(清水社会福祉会館「はーとぴあ清水」) (d)身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うため。(救護所) (e)地域福祉の増進を図るとともに、地域福祉の交流の場を提供するため。(地域福祉交流プラザ) (f)精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため。(こころの健康センター)		
国の根拠法令	(a)動物愛護法 (d)生活保護法 (f)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	国の担当省庁	環境省 厚生労働省
市の設置条例	(a)静岡市動物愛護館条例 (b)静岡市中央福祉センター条例 (c)静岡市清水社会福祉会館条例 (d)静岡市救護所条例 (e)静岡市地域福祉交流プラザ条例 (f)静岡市こころの健康センター条例	市の施設担当課	動物指導センター 福祉総務課 こころの健康センター
任意設置・必置の別	任意設置・(こころの健康センター) 必置		

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	(こころの健康センター) 精神保健に関する知識の普及、調査研究や困難な事例の相談等を行う施設であり、政令市における精神保健等の総合的技術センターとしての機能を備えなければならない。 具体的には診療機能やデイケア、リハビリテーション機能を有することが望ましいとされている。
建替に対する国等の補助制度	(動物愛護館) 【有】動物収容・譲渡対策施設事業補助金(環境省) 補助率1/2 (救護所) 【有】社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(厚生労働省) 補助率1/2 ※民設民営に限る。 (こころ) 【有】保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金(厚生労働省) 補助率1/2

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所・外来
施設が提供するサービスの内容	動物愛護の普及、向上のための支援指導を実施(動物愛護館) ・講習会開催、図書資料の展示、飼育相談、動物ふれあい広場開設 ボランティア及び地域活動団体の活動拠点(中央福祉センター) 各区における地域福祉推進の拠点(清水社会福祉会館「はーとぴあ清水」) ・福祉に関する情報収集、提供 ・施設の提供 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う場の提供(救護所) 地域福祉の増進、交流の場の提供(地域福祉交流プラザ) ・社会福祉活動への啓発、調査、相談、情報提供 等 精神保健等に関する知識の普及、調査研究(こころの健康センター) ・精神保健等に関する業務に係る診療 等

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵区 5施設 (動物愛護館) (中央福祉センター) (地域福祉交流プラザ) (救護所) (こころの健康センター)</li> <li>・ 清水区 1施設 (清水社会福祉会館「はーとぴあ清水」)</li> </ul>
施設の運営形態	直営1 指定管理5
施設の設置形態	単独2 複合4
(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	(救護所) 民間事業所あり ⇒ 葵寮 (その他) 民間事業所なし
公共サービスの需要見込	今後の需要は見込まれるが、民間との重複するサービスもあり、公共サービス提供のあり方を検証する必要がある。
(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・統廃合・民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえた上、サービス継続の必要性を検証し、継続、統廃合、民営化を図る。	



利用用途別分類	① 小学校	施設数	87施設	面積	500,857.31㎡
---------	-------	-----	------	----	-------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	心身の発達にに応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため。				
国の根拠法令	学校教育法	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	静岡市立学校設置条例	市の施設担当課	教育施設課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	建物の長寿命化を推進。建物寿命を70年とする考えを示している。 余裕教室については、多機能化を図り、複合施設としての利用も提案している。				
建替に対する国等の補助制度	【有】 ・学校施設環境改善交付金（文部科学省） 補助率 補助率1/3 ・その他、新設、改修等に国の負担金または補助金あり（文部科学省）				

(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通学				
施設が提供するサービスの内容	心身の発達にに応じて義務教育として行われる普通教育のうちの基礎的な教育の提供				

(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市教育振興基本計画（H27～34）				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 39校、駿河区 18校、清水区 30校</li> <li>※統合済2校（番町小学校・葵小学校）</li> <li>※複合化済1校（麻機小学校）…中央図書館麻機分館、幼児言語教室との複合化（南部小学校、清水浜田小学校、清水袖師小学校については、校舎内に幼児言語教室を設置）</li> </ul>				
施設の運営形態	直営87				
施設の設置形態	単独86 複合1				

(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	学校法人による民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	少子化に伴う学校規模の縮小化が進んでいる。 過大規模校や過小規模校の解消を図り、より良い教育環境を維持していくため、学校の適正規模や適正配置の検討が必要				

(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化・統廃合</b>					
<p>市全体では児童数は減少傾向にあるが、固定的なコストは毎年度変わらずに発生しているため、大規模改修・更新の時期を捉え、減築により施設総量の縮減に取り組む。</p> <p>減築の結果、余剰となった運動場等は他施設の建設用地として活用する。</p> <p>大規模改修や更新の際は、原則として地域で利用される他の公共施設の併設を検討するなどして、地域コミュニティの拠点としての再整備を図る。</p> <p>教室利用されていない部屋については、他の公共施設としての活用を図るなど、最大限の有効利用を図る。</p>					

利用用途別分類	② 中学校	施設数	43施設	面積	330,332.34㎡
---------	-------	-----	------	----	-------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため。				
国の根拠法令	学校教育法	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	静岡市立学校設置条例	市の施設担当課	教育施設課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	建物の長寿命化を推進。建物寿命を70年とする考えを示している。 余裕教室については、多機能化を図り、複合施設としての利用も提案している。 ※平成20年度に中学校学習指導要領にて「武道」が必修化。 (→平成21年度より武道場整備が補助対象となっている。)
建替に対する国等の補助制度	【有】 ・学校施設環境改善交付金（文部科学省） 補助率 補助率1/3 ・その他、新設、改修等に国の負担金または補助金あり（文部科学省）

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通学
施設が提供するサービスの内容	小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市教育振興基本計画（H27～34）
施設配置の現状及び方針	・葵区 18校、駿河区 9校、清水区 16校 ・複合化済1校（大里中学校）・・・大里生涯学習センターとの複合
施設の運営形態	直営43
施設の設置形態	単独42 複合1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	学校法人による民間事業所あり
公共サービスの需要見込	少子化に伴う学校規模の縮小化が進んでいる。過大規模校や過小規模校の解消はかり、より良い教育環境を維持していくため、学校の適正規模や適正配置の検討が必要

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>継続・複合化・統廃合</b></p> <p>市全体では、今後の生徒数は減少傾向だが、固定的なコストは毎年度変わらずに発生しているため、大規模改修・更新の時期を捉え、減築により施設総量の縮減に取り組む。 減築の結果、余剰となった運動場等は他施設の建設用地として活用する。 大規模改修や更新の際は、原則として地域で利用される他の公共施設の併設を検討するなどして、地域コミュニティの拠点としての再整備を図る。 教室利用されていない部屋については、他の公共施設としての活用を図るなど、最大限の有効利用を図る。</p>	

利用用途別分類	③ 高等学校	施設数	2施設	面積	33,827.47㎡
---------	--------	-----	-----	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すため。				
国の根拠法令	学校教育法	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	静岡市立学校設置条例	市の施設担当課	市立高等学校 市立清水桜が丘高等学校		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	義務教育でないため、原則補助制度無し。

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通学
施設が提供するサービスの内容	中学校における教育の基礎の上に行う、心身の発達及び進路に応じた高度な普通教育及び専門教育の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市教育振興基本計画 (H27~34) 静岡市高等学校基本計画 (H19~28)
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1校、清水区 1校</li> </ul> <p>【高等学校基本計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立高等学校(定時制課程)</li> </ul> <p>定員に対する充足率の低さが課題となっていることから、柔軟な発想で今後の在り方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合化済1校(清水桜が丘高校)・・・岡生涯学習交流館との複合</li> </ul>
施設の運営形態	直営2
施設の設置形態	単独1 複合1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	学校法人による民間事業所あり
公共サービスの需要見込	全日制においては、募集人員と志願者数の推移は一定しており、今後も需要は見込まれる。 定時制においては、充足率が満たしておらず、他校との機能統合等に向けた検討が必要。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>継続・複合化</b></p> <p>施設の長寿命化に向け、目標耐用年数を設定するとともに、工事費の平準化を図り、計画的な保全を実施する。大規模改修や更新の時期を捉えて、他の公共施設との複合化も含め、検討する。</p>	

利用用途別分類	④ 給食センター	施設数	10施設	面積	23,031.16㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	小、中学校において実施する給食業務を一括処理するため。				
国の根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	静岡市立学校給食センター条例	市の施設担当課	学校給食課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】 学校施設環境改善交付金（文部科学省）				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	工場				
施設が提供するサービスの内容	<p>安全安心な学校給食の提供、食に関する指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食用の物資調達、調理、献立</li> <li>・食器等の洗浄、消毒、保管</li> <li>・食品検査、栄養指導、栄養改善 等</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市教育振興基本計画（H27～34）				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵、駿河区            ㊦方式7施設（東部、丸子、北部、西島、中吉田、藁科、井川）            親子方式1施設（梅ヶ島）※梅ヶ島小校舎内に設置</li> <li>・清水区            ㊦方式3施設（庵原、由比、両河内）            単独調理校 清水地区17校、蒲原地区3校            ※庵原学校給食㊦は庵原小に含まれているため、「利用用途別分類の施設数・面積」とは異なる。            ⇒北部建替            ⇒単独調理校の廃止 清水地区センター設置検討</li> </ul>				
施設の運営形態	直営10 PFI運営1				
施設の設置形態	単独10 複合1				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	・PFI手法による参入				
公共サービスの需要見込	・少子化に伴い、今後の需要見込みは減少傾向にある。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<p><b>継続・民営化</b>          更新時には、需要予測を踏まえた適正規模の検証を行った上、民間活力の導入を進める。</p>					

利用用途別分類	⑤ 青少年育成施設	施設数	6施設	面積	9,663.31㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	<p>(a) 少年を自然に親しませ、少年に対し自然環境の中で集団訓練を行い、野外活動、自然探究等を通じて、豊かな情操を培い、心身ともに健全な育成を図るとともに、市民に自然探究その他の自然に関する学習の機会を提供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、自然の家を設置する。(南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家、和田島自然の家)</p> <p>(b) 自然の中での集団生活を通じて、青少年の豊かな心情をはぐくむとともに、心身の健全な育成を図るため。(大平青少年の家)</p> <p>(c) 青少年団体の健全な育成並びに青少年の教養の向上及び心身の健全な育成を図るため。(井川青少年キャンプセンター、青少年研修センター)</p> <p>(d) 青少年をはじめ、広く市民の体育の向上とレクリエーションの増進を図るため。(浜石野外センター)</p>				
国の根拠法令	(a) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	(a) 静岡市自然の家条例 (b) 静岡市青少年の家条例 (c) 静岡市青少年研修センター条例 (d) 静岡市浜石野外センター条例	市の施設担当課	教育総務課 青少年育成課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	宿泊等				
建替に対する国等の補助制度	【有】 公立社会教育施設整備費補助金(文部科学省省) 補助率 定額 面積要件 青年の家: 1000㎡以上 少年の家: 2000㎡以上				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	—				
施設が提供するサービスの内容	<p>青少年団体及び市民の健全な育成や教養の向上を図る場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少年を自然に親しませる活動</li> <li>・利用団体の指導者の育成、指導 等</li> <li>・講習会、研修会の実施</li> <li>・学習または生活等の指導相談</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	<p>自然の家(宿泊)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設(井川)、清水区 1施設(和田島)</li> </ul> <p>青少年の家(宿泊)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清水区 1施設(大平)</li> </ul> <p>青少年キャンプセンター(宿泊)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設(井川)、清水区 1施設(浜石)</li> </ul> <p>青少年研修センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設(田町)</li> </ul>				
施設の運営形態	直営6				
施設の設置形態	単独4 複合2				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	一定の需要はあるが、施設によって利用率のばらつきが見受けられる。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<p><b>統廃合</b> 類似機能を持つ公共のレクリエーション施設(10-②)との役割分担を明確化しながら、統廃合を図る。</p>					

利用用途別分類	⑥	その他教育関連施設	施設数	5施設	面積	5,627.04㎡
---------	---	-----------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠						
施設の設置目的	(a) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、特別支援教育の充実、推進を図るため。(特別支援教育センター) (b) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育の充実と振興を図るため。(教育センター) (c) 不登校児童等が学校生活に適應するための指導等を行うことにより、学校生活への自発的な復帰を支援し、もって不登校児童等の自立に資するため。(ふれあい教室、はばたく教室) (d) 言語や発達に問題を持つ幼児に対し、早期に教育相談及び指導を行い、スムーズな小学校への就学を図るため。(幼児言語教室)					
国の根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	国の担当省庁	—			
市の設置条例	(a) 静岡市特別支援教育センター条例 (b) 静岡市教育センター条例 (c) 静岡市適応指導教室条例	市の施設担当課	学校教育課 教育センター 青少年育成課			
任意設置・必置の別	任意設置					

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所等
施設が提供するサービスの内容	教育関係職員の研修等の場を提供 ・教育関係職員の研修、調査研究 等 特別支援、不登校児等に係る相談、指導の提供 ・特別支援(障害を持つ児童、生徒に対する教育)に関する企画、調査研究、相談、指導 ・不登校児童等の生活、学習に係る相談・指導、自立・学校生活への復帰支援活動 等 幼児言語教室の実施 ・幼児言語の実施 等

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市教育振興基本計画(H22~26)
施設配置の現状及び方針	教育センター ・葵区 1施設 特別支援教育センター ・葵区 1施設 適応指導教室 ・葵区 1施設(ふれあい教室)、清水区 1施設(はばたく教室) 幼児言語教室 ・葵区 1施設(麻機小学校内幼児言語教室) ※他に、葵区 1施設(特別支援教育センター)、駿河区 1施設(南部小学校)、清水区 2施設(清水浜田小学校、清水袖師小学校)あり
施設の運営形態	直営5
施設の設置形態	単独1 複合4

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	利用対象者は増加傾向にあり、公共サービスの需要は見込まれる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・複合化</b> 市内類似施設との役割分担を明らかにし、規模の見直し、複合化等を図る。	

利用用途別分類	① 生涯学習施設	施設数	39施設	面積	49,914.35㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	市民の自発的な学習活動を支援することにより、学習活動を通じて地域の交流連携を図り、もって市民主体のまちづくりを推進するため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市生涯学習施設条例	市の施設担当課	生涯学習推進課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】公立社会教育施設整備費補助金（文部科学省）				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所等				
施設が提供するサービスの内容	市民の自発的な学習活動を支援するための各種講座や場の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自発的な学習活動の機会の提供</li> <li>・市民、大学、市民活動団体との連携、協力、支援</li> <li>・各種講座、講演会の開催</li> <li>・まちづくり人材の育成</li> <li>・生涯学習に関する情報収集、提供</li> <li>・施設の利用に関すること</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市生涯学習推進大綱（H27～34）				
施設配置の現状及び方針	生涯学習センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 7施設（分館含む）、駿河区 4施設</li> </ul> 生涯学習交流館 <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 7施設、駿河区 1施設、清水区 21施設（岡生涯学習交流館を含む。）</li> </ul> ※岡生涯学習交流館（平成26年度開館）を含んで計数しているため、「利用用途別分類の施設数・面積」とは異なる。				
施設の運営形態	直営8 指定管理32				
施設の設置形態	単独24 複合16				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり（カルチャースクール、貸室等）				
公共サービスの需要見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間との重複するサービスもあり、公共サービス提供の在り方を検証する必要がある。</li> <li>・葵区・駿河区と清水区で整備方針が異なる。</li> <li>・貸館機能などは、近隣施設に有する可能性がある。</li> </ul>				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・統廃合・複合化・民営化</b> 設置目的や配置状況、利用実態等を考慮し、建替需要をコントロールするとともに規模の見直しや周辺他施設（小学校等）との複合化を図る。					

利用用途別分類	②	市民活動・男女共同参画施設	施設数	3施設	面積	5,814.16㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠						
施設の設置目的	(a) 市民活動を促進することにより活力ある地域社会を実現するため。(市民活動センター) (b) 女性をとりまく諸問題に関する学習及び活動の振興を図るため。(女性会館)					
国の根拠法令	—		国の担当省庁	—		
市の設置条例	(a) 静岡市市民活動センター条例 (b) 静岡市女性会館条例		市の施設担当課	市民自治推進課 男女参画・多文化共生課		
任意設置・必置の別	任意設置					
(2) 建替時の条件等						
国の政策の方向性	—					
建替に対する国等の補助制度	【無】					
(3) 提供サービスの内容						
施設のタイプ	通所等					
施設が提供するサービスの内容	<p>NPO等の市民活動を行う者を対象とした相談、講座等各種支援サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動に関する情報収集、提供</li> <li>・相談</li> <li>・講座実施</li> <li>・関係機関、団体との連携、交流</li> <li>・施設の提供</li> </ul> <p>女性をとりまく諸問題に関する学習及び活動の振興場所、相談・支援サービス等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座、教室等の開設</li> <li>・交流及び諸活動の指導及び助言</li> <li>・図書、資料等の収集、情報発信</li> <li>・相談に関すること</li> <li>・施設、設備等の利用に関すること</li> </ul>					
(4) 施設の配置状況・配置方針						
施設配置関連計画	第3次静岡市市民活動促進基本計画 (H27~34) 第3次静岡市男女共同参画行動計画 (H27~34)					
施設配置の現状及び方針	<p>市民活動センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設、清水区 1施設</li> </ul> <p>女性会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設</li> </ul>					
施設の運営形態	指定管理3					
施設の設置形態	複合3					
(5) マーケットの状況						
民間類似施設の状況	民間事業所なし					
公共サービスの需要見込	市民活動センターは、行政、営利組織では対応できない領域を担う支援機能を有しているため、今後も一定の需要が見込まれる。 女性会館についても、女性を取り巻く環境が依然として厳しい中で、今後も一定の需要が見込まれる。					
(6) 今後のマネジメントの方向性						
<p><b>継続・複合化・統廃合</b></p> <p>設置目的や利用実態を踏まえた上、施設規模の必要性を検証し、公平性・利便性を踏まえ市全体のバランスを考慮し、周辺の他施設との複合化、統廃合を図る。</p>						



利用用途別分類	① 中小企業支援施設	施設数	3施設	面積	9,479.41㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	(a)映像、音楽、デザイン、CPゲーム等の分野において創造的な活動を行う者を育成支援するとともに、新たな事業創出、既存産業の高度化促進することにより、地域経済の活性化に寄与するため。(クリエイター支援センター) (b)起業しようとする者並びに企業の事業活動の支援、人材育成、大学等の研究機関との連携等により地域の活性化に寄与するため。(産学交流センター) (c)産業の高度化、創業者の育成、新産業の振興を図るとともに情報通信網を活用して市民生活の利便性向上を図るため。(清水産業・情報プラザ)				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	(a)静岡市クリエイター支援センター条例 (b)静岡市産学交流センター条例 (c)静岡市清水産業・情報プラザ条例	市の施設担当課	産業政策課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	(産業情報プラザ) 【有】 地域新事業創造基盤施設整備費補助(経済産業省) 地域イントラネット基盤整備事業(総務省) (その他) 【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所等				
施設が提供するサービスの内容	<p>中小企業、起業家等に対する各種支援サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリエイター育成のための場の提供</li> <li>・研修、講座、講演会の開催</li> <li>・活動の発表</li> <li>・事業者間の交流</li> <li>・情報収集、提供</li> </ul> <p>・起業家間の交流、総合支援</p> <p>・起業家、中小企業、大学等との連携</p> <p>・研修、講座、講演会の開催</p> <p>・調査、研究、人材育成 等</p> <p>・創業者育成のための場の提供、運営</p> <p>・企業、大学等との交流、連携</p> <p>・講義、演習、会議等の施設の提供</p>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市産業振興プラン(H27~34)				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設(クリエイター支援センター)</li> <li>・葵区 1施設(産学交流センター)</li> <li>・清水区 1施設(清水産業・情報プラザ)</li> </ul>				
施設の運営形態	指定管理3				
施設の設置形態	複合3				

(5) マーケットの状況	
民間類似施設 の状況	民間事業所あり（SOHO施設、シェア・オフィス等）
公共サービスの 需要見込	既存産業の活性化や新規産業立上げ等を支援する施設として、今後も一定の需要は見込まれるが、会議室、研修室の稼働率が低い施設が見受けられる。 また、禁区中心市街地では民間賃貸ビルでのSOHOやシェア・オフィスもあることから、公共がサービス提供する内容について再考が必要。
(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>統廃合・民営化</b> 市内民間施設や類似施設との役割分担を明らかにし、サービス提供のあり方を再検討し、規模の見直し、統廃合を図る。既に民間で実施しているサービスについては、民間への移行を図る。	

利用用途別分類	② 勤労者福祉センター	施設数	3施設	面積	14,442.44㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	勤労者その他一般市民の文化教養の向上、健康増進、余暇利用の充実を図るため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市勤労者福祉センター条例	市の施設担当課	商業労政課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所等				
施設が提供するサービスの内容	勤労者その他一般市民に対し、文化教養の向上、健康増進等に資する各種サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤労者等に対する講座、教室の開設</li> <li>・施設、設備等の利用</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市産業振興プラン（H27～34）				
施設配置の現状及び方針	勤労者福祉センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設（北部：ラベック）</li> <li>駿河区 1施設（南部：来てこ）</li> <li>清水区 1施設（東部：テルサ）</li> </ul>				
施設の運営形態	指定管理3				
施設の設置形態	単独1 複合2				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	今後も需要は見込まれるが、民間マーケットが確立されている。施設本来の設置目的と利用実態を踏まえた公共サービスの需要について再考が必要。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>統廃合・民営化</b> 市内民間施設や類似施設との役割分担を明らかにし、統廃合を図る。既に民間で実施しているサービスについては、民間への移行を図る。					

利用用途別分類	③ 都市山村交流センター	施設数	2施設	面積	1,851.50m <sup>2</sup>
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	農業体験等の交流、憩いの場の提供、講座、教室等を開催することにより、都市住民と中山間地域住民の交流促進を図るため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市都市山村交流センター条例	市の施設担当課	中山間地振興課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所等				
施設が提供するサービスの内容	都市住民と中山間地域住民の交流の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講座、教室等の開設</li> <li>・ 中山間地の歴史、文化、産業等の紹介</li> <li>・ 交流を図るための施設の提供</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市産業振興プラン（H27～34）				
施設配置の現状及び方針	都市山村交流センター <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵区 2施設（わらびこ、安倍ごころ）</li> </ul>				
施設の運営形態	指定管理 2				
施設の設置形態	単独 2				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業者なし				
公共サービスの需要見込	中山間地の活性化を担う施設として需要は見込まれるが、物販や温浴施設など機能的に類似している施設がある。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化</b> 中山間地域における交流の核施設として、周辺施設との複合化を図るなど、さらなる利活用を促進する。					

利用用途別分類	④	その他産業振興施設	施設数	7施設	面積	10,919.43㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠						
施設の設置目的	<p>(a)市民が工芸に親しみ、歴史に触れることにより地場産業及び地域の歴史への理解を深めるとともに、地域経済の活性化を図るため。(駿府匠宿)</p> <p>(b)農業経営、及び農家生活の改善合理化、農業関係者の健康増進、地域連帯感の増進等農村の環境整備と健全な発展を期するため。(農村改善センター)</p> <p>(c)地場産材を活用したモデルハウス(地場産材モデルハウス)</p> <p>(d)市民に親しまれる清水港とするとともに、清水港及び地場産業の振興並びに市民の福祉の増進に寄与するため。(港湾会館清水日の出センター)</p> <p>(e)次世代を担う創造力をもつ健全な人材を育成し、社会や経済の仕組みの学習及び地域の産業に対する理解促進に寄与するため。(こどもクリエイティブタウン)</p> <p>(f)来訪者に対し、観光資源である地場産品のPR等を実施し、まちの賑わい創出と人の交流促進を図るため。(しずチカ情報ポケット)</p> <p>(g)蒔絵、漆器、染物等の伝統産業及び、家具、仏壇、サンダル、木製雑貨等の地場産業をPRするため。(駿府楽市特産品展示コーナー)</p>					
国の根拠法令	—		国の担当省庁	—		
市の設置条例	<p>(a)静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例</p> <p>(b)静岡市清水農村環境改善センター条例</p> <p>(c)港湾会館清水日の出センター条例</p> <p>(d)静岡市こどもクリエイティブタウン条例</p>		市の施設担当課	<p>産業振興課</p> <p>中山間地振興課</p> <p>清水港振興課</p> <p>産業政策課</p> <p>タイプ・DEーション課</p>		
任意設置・必置の別	任意設置					
(2) 建替時の条件等						
国の政策の方向性	—					
建替に対する国等の補助制度	【無】					
(3) 提供サービスの内容						
施設のタイプ	—					
施設が提供するサービスの内容	<p>地域産業の振興に資する各種支援サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産品、伝統工芸品に係る常設・企画展示、イベント開催による情報発信</li> <li>・伝統工芸品等に係る創作体験</li> <li>・農業技術の指導、研修</li> <li>・農業経営の合理化、後継者養成</li> <li>・農家生活の改善及び健康増進</li> <li>・国際港としての意識高揚</li> <li>・港に関する講座開催</li> <li>・展示会、見本市</li> <li>・施設の提供</li> <li>・地域の産業を担う人材育成 他</li> </ul>					
(4) 施設の配置状況・配置方針						
施設配置関連計画	<p>静岡市産業振興プラン(H27~34)</p> <p>静岡市ものづくり産業振興基本計画(H27~30)</p>					
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 3施設 (駿府楽市特産品展示コーナー、地場産材モデルハウス、しずチカ情報ポケット)</li> <li>・駿河区 1施設 (駿府匠宿)</li> <li>・清水区 3施設 (農村改善センター、港湾会館清水日の出センター「清水マリニビル」、こどもクリエイティブタウン)</li> </ul>					
施設の運営形態	直営7(うち指定管理3)					
施設の設置形態	単独4 複合3					

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし (民間参入の可能性あり)
公共サービスの需要見込	施設によっては一定の需要が見込まれているが、公共がサービスを提供する必要性が薄い施設も見受けられる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>複合化・統廃合・民営化</b></p> <p>施設の設置目的や利用実態を踏まえてサービス継続の必要性を検証した上で、統廃合・複合化を図る。大型施設については、収益率、利用率、広域的な波及効果の最大化を目指し、さらなる利活用を促進する。</p> <p>既に民間で実施しているサービスについては、民営化への移行を図る。</p>	

利用用途別分類	① 市営住宅等	施設数	191施設	面積	455,863.73m <sup>2</sup>
---------	---------	-----	-------	----	--------------------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。				
国の根拠法令	公営住宅法 住宅地区改良法 特定公共賃貸住宅の供給促進に関する法律	国の担当省庁	国土交通省		
市の設置条例	静岡州市営住宅条例 改良住宅管理条例 特定公共賃貸住宅条例	市の施設担当課	住宅政策課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	ストックマネジメント 集約型建替え制度創設の動向あり
建替に対する 国等の補助制度	【有】公営住宅整備事業等補助金（国土交通省） 補助率 1 / 2

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	入居
施設が提供するサービスの内容	住宅に困窮する低所得者等に対する住宅の供給

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市住生活基本計画（H20～29） 静岡市公営住宅等長寿命化計画（H22～31） 静岡州市営住宅整備計画（H23～32）
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 100施設、駿河区 44施設、清水区 47施設</li> <li>・平成32年度に、管理戸数を6,769戸とする。</li> <li>①管理戸数7,553戸の内、854戸を用途廃止 残り6,699戸は計画的に修繕等を実施</li> <li>②建設70戸（富士見団地 平成23年完成）</li> </ul>
施設の運営形態	指定管理 191
施設の設置形態	単独 191

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	県営住宅あり 民間事業所あり
公共サービスの需要見込	低所得者等への住宅供給のため、今後の一定の需要は見込まれる。 市営・県営・その他 を含めた包括的な需要予測が必要。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・統廃合・民営化</b> 「静岡州市営住宅整備計画」を踏まえた総量縮減と資産活用に取り組む。 また、民間物件の活用などサービスの転化を検討する。 施設除却後の跡地利用については、売却処分をはじめ、資産の有効活用を図る。	

利用用途別分類	② 職員住宅	施設数	8施設	面積	3,725.81㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	(a)へき地における学校教育事業の円滑な運営に資するため。 (梅ヶ島小・中学校、峰山小学校、井川中、大川中、大川小) (b)へき地における住民サービス等事務事業の円滑な運営に資するため。 (井川支所、井川自然の家、井川診療所医師住宅)				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	(a) 静岡市教職員住宅管理規則 (b) 静岡市少年自然の家職員住宅管理規則 他	市の施設担当課	井川支所 教育総務課 教育施設課 保険年金管理課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	(医師住宅) 【有】国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)(厚生労働省)原則補助率1/2 (教職員住宅) 【有】学校施設環境改善交付金(文部科学省) 補助率1/2 (その他)【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	入居				
施設が提供するサービスの内容	(a)山間地に立地する学校に勤める教員等に対する住居の提供 (b)山間地に立地する支所等に勤める職員に対する住居の提供				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	山間地に赴任する職員用の住宅 ・ 葬区 8施設(井川4、梅ヶ島、峰山、大川2)				
施設の運営形態	直営8				
施設の設置形態	単独8				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所はあるが、山間地域のため物件がない。				
公共サービスの需要見込	山間地に赴任する職員用の住宅のため、今後の需要は見込まれる。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・民営化</b> 地域により、民間物件の活用などサービスの転化を検討する。					



利用用途別分類	③ 寄宿舍	施設数	2施設	面積	1,521.99㎡
---------	-------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	(a) 中山間地の住居から通学することが困難な高等学校の生徒を入寮させるため。(学生寮) (b) 中山間地の住居から通学することが困難な藁科中学校の生徒を入寮させるため。(藁科中学校生徒寄宿舍)				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	(a) 静岡市学生寮条例 (b) 静岡市市立小・中学校管理規則	市の施設担当課	学校教育課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	入居
施設が提供するサービスの内容	山間地に居住する通学が困難な中学生・高校生に対する住居の提供と生活面での指導、保護者との連携

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	学生寮 ・ 葵区 1 施設 藁科中学校生徒寄宿舍 ・ 葵区 1 施設
施設の運営形態	直営 2
施設の設置形態	単独 2

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所あり(ただし、未成年の者を入居させるかは、生活面、教育面での課題あり)
公共サービスの需要見込	学生寮は一定の需要は見込まれるが、寄宿舍の利用者は減少しており、大幅な需要増加は見込めない。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・統廃合・民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえた上で、統廃合を図る。 ただし、更新時には需要状況を見ながら、民間物件の活用などサービスの転化を検討する。	

利用用途別分類	① こども園	施設数	63施設	面積	50,996.18㎡
---------	--------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	小学校就学前の児童に対し、教育及び保育を一体的に実施するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うため。				
国の根拠法令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	国の担当省庁	内閣府、厚生労働省、文部科学省		
市の設置条例	静岡市立こども園条例	市の施設担当課	こども園課 子ども未来課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	民設民営の施設整備に対しては比較的手厚い補助があるが、市立園にあっては以下のとおり。 なお、両者ともに、交付税措置あり。 市立保育所から移行した園：なし 市立幼稚園から移行した園：あり（1・2号認定子どもの人数分のみ）				
建替に対する国等の補助制度	補助制度：学校施設環境改善交付金（文部科学省） 補助対象：市立幼稚園から移行した園 【参考】民設民営の園に対する補助制度				

(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通園				
施設が提供するサービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校就学前の児童に対する教育及び保育の一体的な提供</li> <li>・一時預かり事業など保護者のニーズに対応した子育て支援</li> </ul>				

(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市子ども・子育て支援プラン（H27～31）				
施設配置の現状及び方針	<p>《現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 18（6）施設、駿河区 17（3）施設、清水区 28（5）施設</li> <li>（ ）内は幼稚園から移行した園（うち数）</li> <li>※中山間地：9施設 市街地：54施設</li> </ul> <p>《方針》</p> <p>「静岡市子ども・子育て支援プラン」に基づき、民間施設の新設・定員増等により早期の待機児童解消を図る。 山間地の施設は、需要量に応じた規模の施設を維持していく。</p>				
施設の運営形態	直営63（待機児童園3園含む）				
施設の設置形態	単独61 複合2（清沢こども園、葵待機児童園）				

(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	今後も需要は見込まれるが、長期的には少子化に伴う適正配置の検討が必要。				

(6) 今後のマネジメントの方向性					
<p><b>継続・複合化・統廃合・民営化</b></p> <p>地域の教育・保育の需給状況、民間施設の整備状況、市立園の更新の必要性を踏まえ、市立こども園の配置適正化を図る。</p>					

利用用途別分類	② 児童クラブ	施設数	30施設	面積	3,664.59㎡
---------	---------	-----	------	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	昼間仕事などで保護者がいない家庭の小学校低学年児の健全な育成を図るため。				
国の根拠法令	児童福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	—	市の施設担当課	子ども未来課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室との一体化の検討</li> <li>・対象児童の拡充（小学校3年⇒小学校6年：H27～）</li> </ul>				
建替に対する国等の補助制度	【有】放課後児童クラブ整備費補助（厚生労働省） 新設・改築・拡張等 補助率 1/3 H27～ 県費1/3				

(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所				
施設が提供するサービスの内容	昼間仕事などで保護者が家庭にいない、原則として小学校低学年の児童を預かる場の提供				

(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市子ども・子育て支援プラン（H27～31）				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 10施設、駿河区 9施設、清水区 11施設</li> <li>※市全体では76施設（そのうち校舎内や他の公共施設と複合化されている施設は46施設）</li> </ul>				
施設の運営形態	直営30				
施設の設置形態	単独30				

(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	今後も、需要は見込まれるが、長期的には少子化に伴う適正配置の検討が必要				

(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化・統廃合</b> 比較的新しい施設が多く、長寿命化に向けた計画的な保全を実施していく。ただし、利用者数が著しく少ない施設については近隣の施設との複合化や統合化を図りながら総量縮減を図る。 新設、更新にあたっては、小学校校舎への複合化を図る。					

利用用途別分類	③ 子育て支援センター	施設数	3施設	面積	866.18㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	多様な子育て支援事業及びこれに係る連携を図る事業を推進し、児童及び児童を育てる家庭の福祉を増進させるため。				
国の根拠法令	児童福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市子育て支援センター条例	市の施設担当課	子ども未来課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】子育て支援対策臨時特例交付金 等（文部科学省・厚生労働省） 補助率 1/2				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所				
施設が提供するサービスの内容	一時保育室及び親子の交流を深める場の提供 ・交流事業 ・相談事業 ・情報収集、提供 ・関係者相互の連携を図るための事業 他 ※私立保育園にて同様施策を市からの受託業務で実施				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市子ども・子育て支援プラン（H27～31）				
施設配置の現状及び方針	中央子育て支援センター ・清水区 1施設（テルサ内） ※他、葵区1施設（札の辻ビル内：テナント） 地域子育て支援センター ・葵区 1施設（城東福祉エリア）、清水区 1施設（蒲原） ※他、葵区4施設、駿河区4施設、清水区6施設があり、保育園内等に設置されている。				
施設の運営形態	指定管理3				
施設の設置形態	複合3				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし				
公共サービスの需要見込	民間マーケットの需要が無い施設のため、公共によるサービスの需要は見込まれる。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化・統廃合</b> 保育園内等に設置されている施設も含め、利用実態を踏まえ、サービス継続の必要性を検討し、統廃合及び複合化により総量縮減を図る。 児童館との機能分担、機能統合を図る。					

利用用途別分類	④ 児童館	施設数	11施設	面積	4,698.79㎡
---------	-------	-----	------	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠			
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。		
国の根拠法令	児童福祉法	国の担当省庁	厚生労働省
市の設置条例	静岡市児童館条例	市の施設担当課	子ども未来課
任意設置・必置の別	任意設置		

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する 国等の補助制度	【有】次世代育成支援対策施設整備交付金（厚生労働省） 補助率 規模による

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所
施設が提供する サービスの内容	<p>親子で遊んだり、児童同士で遊ぶことができる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な遊びを通して児童の集団的、個別的指導を行う。</li> <li>児童の体力増進のための指導を行う。</li> <li>地域活動の育成助成を図る。</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市子ども・子育て支援プラン（H27～31）
施設配置の現状 及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>葵区 5施設、駿河区 3施設、清水区 3施設 （清水区 草薙児童館はH24開設）</li> </ul>
施設の運営形態	うち指定管理 1 1
施設の設置形態	単独 8 複合 3

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の 状況	民間事業所なし
公共サービスの 需要見込	今後も、需要は見込まれるが、長期的には少子化に伴う適正配置の検討が必要

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>継続・複合化・統廃合</b> 利用者数が著しく減少している施設については統廃合、または近隣の他の施設との複合化を図りながら総量縮減を図る。</p>	

利用用途別分類	① スポーツ施設	施設数	27施設	面積	97,636.81㎡
---------	----------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠			
施設の設置目的	(a) スポーツの振興及びレクリエーションの増進を図るため総合運動場を設置する。(各総合運動場) (b) 体育の振興を図るため、体育館を設置する。(各体育館) (c) 体育の振興及びレクリエーションの増進を図るため、城北運動場を設置する。(城北運動場) (d) 国内外のサッカーをはじめとするスポーツ選手の幅広い利用に供するとともに、市民の健康増進、スポーツの振興に資するため、ナショナルトレセンを設置する。(ナショナルトレセン) (e) スポーツの振興と健康増進、文化的な生活の向上に資するため、蛇塚スポーツ広場を設置する。(蛇塚スポーツグラウンド) (f) スポーツを通じた世代間交流、スポーツ振興、健康増進、文化的な生活の向上に資するため、スポーツ広場を設置する。(各スポーツ広場) (g) クライミング競技の振興、市民の健康増進を図るため、クライミング場を設置する。(清水駅東口クライミング場) (h) 市民スポーツの推進を図るため、多目的スポーツグラウンドを設置する。(中島人工芝グラウンド) (i) 野球競技その他のスポーツ振興及び市民の健康増進に資するため、庵原球場を設置する。(庵原球場) (j) 児童等に対する水泳施設を提供し、児童等の体育の振興を図るため。(蒲原プール) (k) 身近な地域における交流の場を提供し、自治意識の向上、健康増進、生活文化の振興を図るため。(蒲原コミュニティセンター) (l) 市民の健全な余暇の利用に供するため。(梅ヶ島コンヤの里)		
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—
市の設置条例	スポーツ基本法 (a) 静岡市総合運動場条例 (b) 静岡市体育館条例 (c) 静岡市城北運動場条例 (d) 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例 (e) 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例 (f) 静岡市スポーツ広場条例 (g) 静岡市清水駅東口クライミング場条例 (h) 静岡市多目的スポーツグラウンド条例 (i) 静岡市清水庵原球場条例 (j) 静岡市蒲原プール条例 (k) 静岡市コミュニティセンター条例 (l) 静岡市梅ヶ島コンヤの里レクリエーション施設条例	市の施設担当課	スポーツ振興課 中山間地振興課
任意設置・必置の別	任意設置		
(2) 建替時の条件等			
国の政策の方向性	—		
建替に対する国等の補助制度	【有】社会体育施設等整備費補助金(文部科学省) 補助率 1/3 面積要件等有り		
(3) 提供サービスの内容			
施設のタイプ	通所		
施設が提供するサービスの内容	【市民スポーツ】 ○市民のスポーツ、レクリエーションを振興するための施設。 ・スポーツ、レクリエーション、文化活動のための施設の提供 ・スポーツ教室の企画、運営  【プロスポーツ】 ○ナショナルトレセンは、市民の他、スポーツ選手にも供する。 ○日本平球技場(IAIスタジアム)は、都市公園施設の一部。利用に際しては、市民利用の他幅広く門戸を開いている。		

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市スポーツ推進計画 (H27~34)
施設配置の現状及び方針	体育館 ・葵区 3施設、駿河区 2施設、清水区 7施設 プール ・葵区 2施設、清水区 7施設 (内5施設は夏期のみ) 野球場 ・葵区 1施設、清水区 1施設 陸上競技場 (サッカー場) ・葵区 1施設、清水区 1施設 サッカー場 ・清水区 3施設 テニスコート ・葵区 3施設、駿河区 1施設、清水区 3施設 ※主要な施設のみ、河川敷等のスポーツ広場は除く ※種目ごとに計数しているため、「利用用途別の施設数」とは異なる ⇒清水総合運動場耐震対策 (陸上競技場スタンド、プール管理棟) ⇒日本平スタジアム施設改修
施設の運営形態	直営10 指定管理17
施設の設置形態	単独23 複合4

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所あり
公共サービスの需要見込	市民利用だけでなく、招致型施設としての側面も併せ持つため、スポーツ・健康政策やスポーツ産業から一定の需要は見込まれる。 市内に類似施設があるため、適正配置の検討が必要。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・複合化・統廃合・民営化</b> 市内民間施設、類似施設との役割分担を明らかにし、統廃合に向けた検討をする。 更新時期に合わせ、近接施設との複合化及び規模縮小により総量縮減を図るとともに、民間活力の導入をすすめる。また、既に民間事業者が提供しているサービスと重複する事業がある場合は、民間への移行を検討する。 維持管理コストの高い施設は、原因究明と解決を図る。 資産価値を最大限に生かすため、収益率、利用率、広域的な波及効果の増大を図る利活用を促進する。	

利用用途別分類	① 観光施設	施設数	34施設	面積	14,332.70㎡
---------	--------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠			
施設の設置目的	(a)山間地域の振興を図るとともに、市民の健全な余暇の利用に供するため(リバウエルKAWA) (b)海洋及び海浜を利用するスポーツ及びレクリエーションを通じて市民の健康の増進を図るため(清水三保海の家) (c)市民の健康と福祉の増進及び地域の振興に寄与するため(白樺荘)(口坂本温泉)(湯ノ島温泉)(梅ヶ島新田温泉)(西里温泉) (d)市民が気軽に楽しく心身のリフレッシュに努めることにより、世代間の交流の促進を図るとともに、市民の健康の増進に寄与するため(ふれあい健康増進館「ゆらら」) (e)漁船とプレジャーボートの漁港利用上のトラブルを解消し、漁港利用の秩序を保持することにより、漁港での生産活動の円滑化を図るため。(用宗フィッシャリーナ) 他		
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—
市の設置条例	(b)静岡市清水三保海の家条例 (c)静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例、静岡市温泉浴場条例 (d)静岡市ふれあい健康増進館条例 (e)静岡市漁港管理条例 他	市の施設担当課	観光交流課 スポーツ振興課 農業政策課 中山間地振興課 水産漁港課

任意設置・必置の別 | 任意設置

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通所等
施設が提供するサービスの内容	市民の健全な余暇利用、健康、福祉の増進等の場の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市中山間地域総合振興計画(H22~31)
施設配置の現状及び方針	山小屋、休憩所等 ・葵区 25施設、駿河区 1施設 公衆浴場 ・葵区 4施設、清水区 1施設 プール等 ・葵区 1施設、清水区 1施設 漁港施設(フィッシャリーナ) ・駿河区 1施設  ※山間地域の施設運営については、地域振興目的もあり。
施設の運営形態	直営26 指定管理7 民営(貸付)1
施設の設置形態	単独34

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所あり
公共サービスの需要見込	施設によっては需要が見込めるが、市内に類似施設があるため、適正配置の検討が必要

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・統廃合・民営化</b> 需要と必要性を勘案し、施設の存廃を検討した上で総量の縮減を図る。 継続施設については、インバウンドの拡大を推進し、経済波及効果の増大を図る。	



利用用途別分類	② キャンプ場	施設数	3施設	面積	2,247.00㎡
---------	---------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	(a)市民の体育の向上とレクリエーションの増進のため。 (梅ヶ島キャンプ場、玉川キャンプセンター) (b)自動車を利用してキャンプが行うことができる場所を提供し、市民の健全な余暇の活用に資するため。 (井川オートキャンプ場)				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	(a)静岡市キャンプ場条例 (b)静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例	市の施設担当課	スポーツ振興課 中山間地振興課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	宿泊等
施設が提供するサービスの内容	市民の体育の向上とレクリエーションの増進や市民の健全な余暇の活用に資するキャンプ場の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市中山間地域総合振興計画（H22～32） 静岡市スポーツ推進計画（H27～34）
施設配置の現状及び方針	・葵区 3施設（梅ヶ島、玉川、井川オートキャンプ場）
施設の運営形態	直営2 指定管理1
施設の設置形態	単独3

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	一定程度の需要は見込めるが、市内に類似施設があるため、適正配置の検討が必要

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>統廃合・民営化</b> 類似機能を持つ市内青少年育成施設（4-⑤）との役割分担を明確化しながら、統廃合を含め総量縮減を図る。	

利用用途別分類	① 劇場・ホール	施設数	3施設	面積	51,425.17㎡
---------	----------	-----	-----	----	------------

## (1) 施設の設置目的及び根拠

施設の設置目的	(a)市民の芸術文化の向上を図るため。(静岡市民文化会館、清水文化会館) (b)市民の音楽に対する関心を高め、市民文化の向上を図るため。(静岡音楽館)				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	文部科学省 文化庁		
市の設置条例	(a)静岡市市民文化会館条例 (b)静岡市音楽館条例	市の施設担当課	文化振興課		
任意設置・必置の別	任意設置				

## (2) 建替時の条件等

国の政策の方向性	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(H24.6施行) <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者、運営者、国、地方公共団体の役割の明確化及び相互の連携協力</li> <li>・実演芸術の水準向上</li> <li>・実演芸術の活動の充実</li> <li>・芸術分野における国際振興、交流の促進 等</li> </ul>				
建替に対する国等の補助制度	【無】				

## (3) 提供サービスの内容

施設のタイプ	観覧等				
施設が提供するサービスの内容	市民の芸術文化活動の発表の場、市民に多様な芸術文化の鑑賞機会を提供する場の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会、催し物等の利用に供すること</li> <li>・展覧会、発表会等の開催及びこれら活動の奨励に関すること 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音楽文化、音楽芸術に関する事業の企画運営</li> <li>・音楽文化に関する調査、研究</li> <li>・施設、設備の利用</li> </ul>				

## (4) 施設の配置状況・配置方針

施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	・葵区 2施設(静岡市民文化会館・静岡音楽館)、清水区 1施設(清水文化会館)				
施設の運営形態	指定管理3				
施設の設置形態	単独2 複合1				

## (5) マーケットの状況

民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	今後も需要は見込まれるが、市内には類似する施設もある。 【類似施設】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・しずぎんホール(ユーフォニア)</li> <li>・江崎ホール</li> <li>・グランシップ</li> <li>・あざれあ</li> <li>・清水テルサ 等</li> </ul>				

## (6) 今後のマネジメントの方向性

<b>継続・民営化</b> 目標耐用年数を設定し、設備機器、躯体について計画的な保全を実施する。ただし、今後のあり方については、民間等を含めた市内類似施設の配置状況等を勘察し、市全体としての施策を踏まえた方向付けを図る。また、広域的観点からの役割分担を推進する。					
--	--	--	--	--	--

利用用途別分類	② 博物館・展示施設	施設数	13施設	面積	18,621.01㎡
---------	------------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	<p>(a) 市民文化の向上及び文化財保護思想の普及を図るため。(文化財資料館)  (b) 多様な美術表現を広く公開し、市民の知識及び教養の向上を図り、美術文化を振興するため。(市民ギャラリー)  (c) 美術作品の展示会等の場を提供し、市民の芸術文化の向上を図るため。(静岡市美術館)  (d) 登呂遺跡に関する知識の向上と文化の発展に寄与するため。(登呂博物館)  (e) 芹沢芸術を永く後世に伝えるとともに、美術に関する知識の向上と文化の発展に寄与するため。(芹沢銈介美術館)  (f) 市民が身近な科学に親しみ、科学への関心を高める場を提供し、市民の創造力及び感性の向上に資するため。(静岡科学館)  (g) 治水事業に対する市民の理解を深め、防災意識の向上を図るため。(治水交流資料館)  (h) 船宿を紹介し、市民文化の向上と観光の振興を図るため。(清水港船宿記念館)  (i) 市民の美術に対する関心を高め、市民の芸術文化の向上を図るため。(東海道広重美術館)  (j) 健全な余暇の利用に供し、市民文化の向上及び地域振興に寄与するため。(由比本陣施設)  (k) 西園寺公望公の別荘を復元。(坐漁荘)  (l) 作家・中勘助の業績の顕彰や市民の文化・文芸活動の場として広く市民の文化向上に寄与するため。(中勘助文学記念館)  (m) 登呂遺跡のあった弥生時代の生業や古代の水田に関する体験学習を行うため。(登呂遺跡体験学習サポート施設)</p>				
国の根拠法令	博物館法	国の担当省庁	文部科学省 文化庁		
市の設置条例	<p>(a) 静岡市文化財資料館条例  (b) 静岡市市民ギャラリー条例  (c) 静岡市美術館条例  (d) 静岡市博物館条例  (e) 静岡市科学館条例  (f) 静岡市治水交流資料館条例  (g) 静岡市清水港船宿記念館条例  (h) 静岡市東海道広重美術館条例  (i) 静岡市由比本陣施設条例</p>	市の施設担当課	文化振興課 歴史文化課 観光交流課 河川課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】 予算の範囲内 博物館法での位置づけ必要(文部科学省)				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	—				
施設が提供するサービスの内容	<p>市民自身の発表の場、市民に安価に芸術鑑賞を提供する場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>美術作品等の収集、保管、展示、利用</li> <li>講演会等の開催</li> <li>図録、絵葉書等の制作と販売</li> <li>歴史資料や出土遺物の保存、継承、展示</li> <li>他</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	<p>展示施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>葵区 4施設、駿河区 5施設、清水区 4施設</li> <li>ツインメッセは民間所有</li> </ul>				
施設の運営形態	直営8 指定管理5				
施設の設置形態	単独10 複合3				
(5) マーケットの状況					

民間類似施設の状況	民間事業所あり
公共サービスの需要見込	今後も需要は見込まれるが、市内には類似する施設もある。

(6) 今後のマネジメントの方向性

**継続・統廃合・民営化**

施設の設置目的や利用実態を踏まえてサービス継続の必要性を検討し、統廃合を図る。利用が極端に少ない施設については、統廃合の検討もしくはインバウンド拡大を推進し、広域的観点から、利用率向上を図る。

民営化可能な業務については、積極的に民営化を図る。

利用用途別分類	③ 文化財施設	施設数	5施設	面積	1,533.01㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	市内に現存する数少ない明治時代の西洋建築物や江戸時代の雰囲気醸成建築物として、広く一般公開し、市民に文化財の鑑賞機会を提供するため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市旧エンバーソン住宅の管理に関する規則 静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則 他 【無】	市の施設担当課	歴史文化課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	観覧等				
施設が提供するサービスの内容	文化財の鑑賞機会の提供				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>駿河区2施設（旧エンバーソン住宅、旧マッケンジー住宅）</li> <li>清水区3施設（お休み処、小池邸、五十嵐邸）</li> </ul> <p>旧エンバーソン住宅 市内に唯一現存する明治時代の洋館。平成21年、市指定有形文化財に指定。  旧マッケンジー住宅 市内に残る数少ない戦前の洋館の一つ。平成9年、国登録有形文化財に登録。  五十嵐邸 旧来の町家の特徴を残し、外観が洋風というユニークな造形。平成12年、国の登録有形文化財に登録。  小池邸 古文書など貴重な品々を展示。ウォーキングの休憩所としての利用者も多い。  お休み処 江戸時代の雰囲気を感じさせる建物。平成18年、国登録有形文化財に登録。</p>				
施設の運営形態	直営5				
施設の設置形態	単独5				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし				
公共サービスの需要見込	大幅な需要増は見込める施設ではないが、文化財、観光資源として保存すべき施設				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続</b> 長寿命化に向け、計画的な保全を実施する。					

利用用途別分類	④ 動物園	施設数	1施設	面積	11,218.08㎡
---------	-------	-----	-----	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	生きた動物を飼育・研究し、一般に公開するため。				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	文部科学省 文化庁		
市の設置条例	静岡市立日本平動物園条例	市の施設担当課	日本平動物園		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する 国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供する サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示動物の鑑賞の場の提供</li> <li>・レクリエーションの場の提供</li> <li>・動物を通じた教育の場の提供</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状 及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駿河区 1施設（日本平動物園）</li> </ul>
施設の運営形態	直営1
施設の設置形態	単独1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設 の状況	民間事業所なし
公共サービスの 需要見込	近隣市町を含め、需要が高い

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>継続・民営化</b>          近隣市町に類似施設はなく、長寿命化に向けた計画的な保全を実施する。          運営面において、業務委託の拡大を検討する。          なお、広域的な大型集客施設として、インバウンドの拡大を推進し、収益率の向上、利用者数の増大、経済波及効果の増大に努め、利活用を促進する。</p>	

利用用途別分類	① 図書館	施設数	12施設	面積	25,590.71㎡
---------	-------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。				
国の根拠法令	図書館法	国の担当省庁	文部科学省		
市の設置条例	静岡市図書館条例	市の施設担当課	中央図書館		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】公立社会教育施設整備費補助金（文部科学省） 補助率 定額 図書館法での位置づけ必要				

(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	通所				
施設が提供するサービスの内容	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供する場の提供				

(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	図書館 ・葵区 5施設、駿河区 2施設、清水区 3施設 分館 ・葵区 2施設				
施設の運営形態	直営 12				
施設の設置形態	単独 4 複合 8				

(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし				
公共サービスの需要見込	今後も一定の需要は見込まれる。				

(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・複合化</b> 目標耐用年数を設定し、長寿命化に向けた計画的な保全を実施する。 コストがかかっている施設については、施設運営の改善を図る。 経営及び図書館奉仕の観点からの利用を促進する。 更新時期を捉え、近隣施設との複合化を検討する。					

利用用途別分類	① 駐車場・駐輪場	施設数	22施設	面積	40,489.68㎡
---------	-----------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠			
施設の設置目的	市民の利便に資するとともに、道路交通の円滑化に寄与するため。		
国の根拠法令	駐車場法	国の担当省庁	国土交通省
市の設置条例	静岡市駐車場条例 静岡市自転車等駐車場条例	市の施設担当課	交通政策課
任意設置・必置の別	任意設置		

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【有】交通安全施設等整備事業 等（国土交通省） 都市計画決定等必要

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供するサービスの内容	市民の利便に資するとともに、道路交通の円滑化と市民の利便に寄与する場の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市駐車場整備計画 静岡地区・清水地区駐車場整備計画
施設配置の現状及び方針	駐車場 ・葵区 2施設（駐輪場1含む）、清水区 2施設（駐輪場2含む） 駐輪場 ・葵区 8施設、駿河区 4施設、清水区 9施設 ⇒東静岡駅北口（H25.3完成） ⇒駐輪場設置予定（東静岡駅南口、草薙駅北口、安倍川駅）
施設の運営形態	直営22（うち指定管理1）
施設の設置形態	単独22

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所あり
公共サービスの需要見込	需要は見込めるが、施設により利用率が低い施設も見受けられる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>駐輪場：継続・民営化</b> 本市のまちづくりの観点から自転車の利用促進と駐輪場利用者の利便性を考慮し、施設の設置目的や利用実態を踏まえ、サービス継続の必要性を検討し、適正規模とすることで総量適正化を図る。また、維持管理コストの削減を図るため、最適な施設形態について検討する。</p> <p><b>駐車場：統廃合、民営化</b> 施設の設置目的や利用実態を踏まえ、経営的観点からサービス継続の必要性を検討し、統廃合及び縮小により総量縮減を図る。また、官民の役割分担を明らかにし、民間事業者と連携した施設配置を行う。</p>	



利用用途別分類	① 防災・消防施設	施設数	24施設	面積	21,615.48㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため。				
国の根拠法令	消防組織法	国の担当省庁	消防庁		
市の設置条例	静岡市消防本部及び消防署の設置に関する条例	市の施設担当課	消防総務課		
任意設置・必置の別	必置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	消防業務の広域化推進				
建替に対する国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	—				
施設が提供するサービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の生命、身体及び財産を火災から保護</li> <li>・水火災又は地震等の災害を防除及びこれらの災害による被害を軽減</li> <li>・災害等による傷病者の搬送</li> </ul>				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	消防本部・消防署（追手町） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵区 1施設</li> </ul> 消防署（分署含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵区 1施設、駿河区 1施設、清水区 4施設</li> </ul> 出張所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵区 7施設、駿河区 5施設、清水区 5施設</li> </ul> ⇒山崎出張所、湾岸消防署、用宗出張所 移転建替検討中（用地の確保に課題）				
施設の運営形態	直営24				
施設の設置形態	単独23 複合1				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし				
公共サービスの需要見込	継続的な公共サービス提供の必要性はあるが、今後、適正規模や複合化を検討。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続、複合化</b> 目標耐用年数を設定し、長寿命化に向けた計画的な保全を実施し、維持管理コストの高い施設は、原因究明と解決を図る。 更新時期を捉え、近接施設との複合化及び規模縮小により総量縮減を図る。					

利用用途別分類	① 本庁舎	施設数	3施設	面積	85,773.93m <sup>2</sup>
---------	-------	-----	-----	----	-------------------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため。				
国の根拠法令	地方自治法	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市の事務所の位置を定める条例 静岡市区の設置等に関する条例	市の施設担当課	管財課		
任意設置・必置の別	必置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供するサービスの内容	公共サービスの提供及び災害時等の活動拠点

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	本庁機能 ・葵区 1施設（静岡庁舎） ・清水区 1施設（清水庁舎） 区役所機能 ・葵区役所、駿河区役所、清水区役所
施設の運営形態	直営3
施設の設置形態	単独3

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	公共サービス提供の必要性はあるが、適正規模や複合化を検討。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・複合化</b> 目標耐用年数を設定し、長寿命化に向けた計画的な保全を実施する。 更新時期を迎えた場合は、近隣施設の利活用・複合化を検討し、資産量の縮減を図る。 災害時に対策本部として活用される施設については、防災・災害対策の機能強化を推進する。	

利用用途別分類	② 支所・出先事務所	施設数	17施設	面積	12,601.01㎡
---------	------------	-----	------	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため。 他				
国の根拠法令	地方自治法 地域保健法 食品衛生法 他	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市区の設置等に関する条例 静岡市保健所設置条例 他	市の施設担当課	管財課 保健予防課 水産漁港課 他		
任意設置・必置の別	※保健所については必置 ※環境保健研究所については一部必置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供するサービスの内容	<p>公共サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井川支所（H27年度解体済）</li> <li>・井川支所別館</li> <li>・環境保健研究所</li> <li>・用宗漁港施設</li> <li>・土木センター（静岡）</li> <li>・動物指導センター</li> <li>・静岡市保健所</li> <li>・俵沢道路工事センター</li> <li>・林業センター</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大里市民サービスコーナー</li> <li>・西奈市民サービスコーナー</li> <li>・駿河区役所長田支所</li> <li>・埋蔵文化財センター</li> <li>・土木センター（清水）</li> <li>・地域リハビリテーション推進センター</li> <li>・大谷土地区画整理事務所</li> <li>・清水区役所蒲原支所</li> </ul>

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	<p>支所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 2施設（井川、井川支所別館）、駿河区 1施設（長田）、清水区 1施設（蒲原）</li> </ul> <p>出先機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 6施設、駿河区 5施設、清水区 2施設</li> </ul>
施設の運営形態	直営17
施設の設置形態	単独11 複合6

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	公共サービス提供の必要性はあるが、適正規模や複合化を検討。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>複合化・統廃合</b></p> <p>施設の設置目的や利用実態を踏まえてサービス継続の必要性を検討し、他施設との統廃合・複合化を図る。</p> <p>更新時期を捉え、近接施設との複合化及び規模縮小により総量縮減を図る。</p>	

利用用途別分類	③ 書庫・倉庫	施設数	14施設	面積	4,137.41㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	公文書等の保管 公用車車庫 等				
国の根拠法令	—	国の担当省庁	—		
市の設置条例	—	市の施設担当課	行政管理課 管財課 水産漁港課 他		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	公文書等の管理に関する法律（H23.4施行） ・国の公文書に関する規程				
建替に対する 国等の補助制度	【無】				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	—				
施設が提供する サービスの内容	—				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状 及び方針	公用車車庫等 ・葵区 2施設（大岩本町、青葉イベント広場地下） 書庫倉庫 ・葵区 7施設、駿河区 2施設、清水区 3施設				
施設の運営形態	直営 1 4				
施設の設置形態	単独 1 4				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設 の状況	民間事業所なし				
公共サービスの 需要見込	公文書の保管場所として必要性はあるが、適正規模を検討する必要がある。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>複合化・統廃合</b> 適正規模や複合化を検討した上、総量縮減を図る。					

利用用途別分類	① 清掃・処理施設	施設数	15施設	面積	86,816.41㎡
(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	廃棄物の適正処理を確保し、併せて廃棄物の発生抑制、再利用促進等により、本市の生活環境保全及び公衆衛生の向上を図るため。				
国の根拠法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例 他	市の施設担当課	廃棄物処理課 収集業務課		
任意設置・必置の別	任意設置				
(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】循環型社会形成推進交付金（環境省） 補助率1/3 または 1/2				
(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	—				
施設が提供するサービスの内容	廃棄物の焼却・処理等				
(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	静岡市一般廃棄物処理基本計画（H22～31）				
施設配置の現状及び方針	<p>清掃工場（中間処理） ・葵区 2施設  最終処分場 ・葵区 1施設、清水区 1施設  収集センター ・葵区 2施設、清水区 1施設  （蒲原分室は閉鎖中のため計数外）  資源循環センター ・葵区 2施設  衛生センター  ・葵区 1施設、駿河区 1施設、清水区 1施設、富士市 1施設（旧庵原3町し尿処理場）  ごみ受付センター ・清水区 1施設  污水处理施設 ・清水区 1施設  （清掃工場2施設及び衛生センター4施設の整備）  現状（施設の劣化状況、使用部品の供給期限、コスト等）を明らかにした上で、人口減少や施策により変化すると考えられる処理量を把握し、一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な改修・修繕・更新を実施する。  （清水清掃工場の跡地利用）  現状は敷地の一部を一時的にごみ受付センターとして活用しているが、全体の活用方針について今後検討を重ねる。  （最終処分場の整備）  最終処分場及び浸出液処理施設の現状（施設の劣化状況、使用部品の供給期限、コスト等）を明らかにした上で、一般廃棄物処理計画に基づき、適正な改修・修繕・更新を実施する。</p>				
施設の運営形態	直営15				
施設の設置形態	単独15				
(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所あり				
公共サービスの需要見込	継続的な公共サービスの提供が必要な施設であるが、適正規模を検討する必要がある。				
(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続・統廃合・民営化</b> 適正な処理能力等を検討した上、長寿命化に向けた計画的な保全を実施する。 民営化が可能な業務については、さらなる民営活力の推進を図る。 施設の長寿命化を図る上でも、廃棄物の減量施策を推進する。					

利用用途別分類	② 斎場	施設数	4施設	面積	6,061.23㎡
---------	------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるため。				
国の根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市斎場条例	市の施設担当課	戸籍管理課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供するサービスの内容	火葬場の運営管理

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	静岡市清水斎場整備基本計画
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葬区 2施設、清水区 2施設</li> <li>(静岡斎場) 火葬炉の増設が必要</li> <li>(清水斎場) 改築計画あり</li> <li>※現・斎場の跡地利用について早急に検討が必要。</li> <li>(井川分場) 井川地区</li> <li>(庵原斎場) 由比、蒲原地区</li> </ul>
施設の運営形態	直営4
施設の設置形態	単独4

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所なし
公共サービスの需要見込	今後も、需要は見込められるが、将来の火葬需要は2038年(H50)をピークにしだいに減少するとされている。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・民営化</b> 計画的な保全を実施するとともに、民間活力を活用した運営コストの縮減を図る。	

利用用途別分類	③ 霊園	施設数	5施設	面積	633.78㎡
---------	------	-----	-----	----	---------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるため。				
国の根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市営墓地条例 静岡市納骨堂条例	市の施設担当課	戸籍管理課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供するサービスの内容	墓地、納骨堂の運営管理

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葵区 4施設（愛宕霊園、愛宕霊堂、沼上霊園、沓谷霊園）</li> <li>・ 清水区 1施設（清水斎場無縁納骨堂）</li> </ul>
施設の運営形態	直営5
施設の設置形態	単独5

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所あり
公共サービスの需要見込	将来の火葬需要は2038年（H50）までは増加するため、埋葬需要はあると思われる。ただし、新規造成区画を募集しているのは沼上霊園のみ。合葬型の納骨堂については、近年利用者が急増している。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・民営化</b> 計画的な保全を実施するとともに、民間活力を活用した運営コストの縮減を図る。既に民間によるサービスが提供されている分野であり、民間事業者への移行を検討する。また、市民ニーズに即した霊園形態のあり方（合葬型など）を視野に入れた施設とする。	

利用用途別分類	④ 看護専門学校	施設数	3施設	面積	8,403.48㎡
---------	----------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	市内の看護職者の質の向上と充足、専門性を重視した高度先進医療、地域住民のニーズを満たす地域医療の実現へ貢献するために、専門的知識や技術の習得、人間関係の形成、他職種との連携や協働ができる看護専門職者の育成するため。				
国の根拠法令	保健師助産師看護師法 学校教育法	国の担当省庁	—		
市の設置条例	静岡市看護専門学校条例	市の施設担当課	静岡看護専門学校 清水看護専門学校		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	—
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	通学
施設が提供するサービスの内容	看護師を養成するための教育の提供

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駿河区 1施設、清水区 1施設</li> <li>・葵区 1施設（静岡看護専門学校の実習控室）</li> </ul>
施設の運営形態	直営3
施設の設置形態	単独2 複合1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	民間事業所あり
公共サービスの需要見込	<p>7対1看護体制への移行などにより、全国的に看護師が不足しており、今後も需要はあると見込まれる。</p> <p>（静岡看護）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25入学 定員40名入学者44名</li> </ul> <p>（清水看護）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25入学 定員40名入学者39名</li> </ul>

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<p><b>継続・統廃合</b></p> <p>計画的な保全を実施していく。</p> <p>有効利用されていないスペース（実習控室）については、売却処分等を図る。</p>	



利用用途別分類	⑤ 児童相談所	施設数	1施設	面積	1,369.73㎡
---------	---------	-----	-----	----	-----------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	18歳未満の子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、子どもの真のニーズ、置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに権利を擁護するため。				
国の根拠法令	児童福祉法	国の担当省庁	厚生労働省		
市の設置条例	静岡市児童相談所設置条例	市の施設担当課	児童相談所		
任意設置・必置の別	必置				

(2) 建替時の条件等					
国の政策の方向性	—				
建替に対する国等の補助制度	【有】次世代育成支援対策施設整備交付金（厚生労働省） 補助率 規模による				

(3) 提供サービスの内容					
施設のタイプ	入所				
施設が提供するサービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待や子どもの発達の問題などに対する相談・判定・指導・保護が必要な児童への対応、里親に関すること 他</li> </ul>				

(4) 施設の配置状況・配置方針					
施設配置関連計画	—				
施設配置の現状及び方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葵区 1施設</li> </ul> 法定設置（国が県に対し、法定により設置を義務付けている）。本市の場合、政令市移行に伴い、県から権限移譲を受けて、市で設置した。				
施設の運営形態	直営 1				
施設の設置形態	単独 1				

(5) マーケットの状況					
民間類似施設の状況	民間事業所なし				
公共サービスの需要見込	法定設置施設であるが、適正規模を検討する必要がある。				

(6) 今後のマネジメントの方向性					
<b>継続</b> 計画的な保全を実施していく。 ただし、適正な施設規模を捉え、必要に応じて、余剰スペースの有効活用を図る。					

利用用途別分類	⑥ その他	施設数	7施設	面積	65,445.86㎡
---------	-------	-----	-----	----	------------

(1) 施設の設置目的及び根拠					
施設の設置目的	(a)卸売市場法に基づき、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため。(中央卸売市場) (b)災害発生に備えて、地上交通を補う新たな交通施設として市民が必要な時に誰でも利用できる公共用ヘリポートとして整備。(静岡ヘリポート) (c)市が保有する歴史資料として貴重な永久保存文書、マイクロフィルム原本の損傷、散逸、老朽化の防止を図り、適切な文書管理をするため。(公文書館) (d)渡船乗組員の詰所及び渡船用器具置き場(井川渡船待合所) (e)羊の冬季放牧場のため(井川大日畜舎) (f)保育園の用務員の作業所(池田作業所)				
国の根拠法令	(a)卸売市場法 (b)航空法、空港法 (c)公文書等の管理に関する法律	国の担当省庁	—		
市の設置条例	(a)静岡市中央卸売市場業務条例 (b)静岡ヘリポート条例	市の施設担当課	中央卸売市場 交通政策課 行政管理課 井川支所 中山間地振興課 こども園課		
任意設置・必置の別	任意設置				

(2) 建替時の条件等	
国の政策の方向性	公文書等の管理に関する法律(H23.4施行) ・国の公文書に関する規程
建替に対する国等の補助制度	【無】

(3) 提供サービスの内容	
施設のタイプ	—
施設が提供するサービスの内容	消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通の確保 (中央卸売市場(公用))(中央卸売市場(公共用)) 災害時の地上交通を補う新たな交通施設及び市民が利用できる公共用ヘリポートの提供(静岡ヘリポート) 市が保有する歴史資料の保存(公文書館) 井川湖渡船 地元住民、観光客の運搬(井川渡船待合所) 羊の放牧(井川大日畜舎) 倉庫(池田作業所)

(4) 施設の配置状況・配置方針	
施設配置関連計画	—
施設配置の現状及び方針	・葵区 6施設(中央卸売市場(公用))(中央卸売市場(公共用))(静岡ヘリポート)(公文書館)(井川渡船待合所)(井川大日畜舎) ・駿河区 1施設(池田作業所)
施設の運営形態	直営6 指定管理1
施設の設置形態	単独6 複合1

(5) マーケットの状況	
民間類似施設の状況	(中央卸売市場)民間事業所あり (その他)民間事業所なし
公共サービスの需要見込	需要が見込まれる施設がある一方、当初の設置目的に活用されていない施設も見受けられる。

(6) 今後のマネジメントの方向性	
<b>継続・統廃合</b> 継続する施設は計画的な保全を実施する。 需要が見込まれない施設、類似施設が存在する施設は統廃合を検討するとともに、総量縮減を図る。	

静岡市 企画局 公共資産経営課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1229

e-mail：[koukyoushisan@city.shizuoka.lg.jp](mailto:koukyoushisan@city.shizuoka.lg.jp)